

令和 8 年度県予算編成 並びに施策に関する要望書

令和 7 年 11 月 10 日

宮城県町村会

令和8年度県予算編成並びに 施 策 に 関 す る 要 望 事 項

目 次

1	東日本大震災復興関連事業について	3
2	町村財政基盤の強化について	5
3	地方創生の推進について	7
4	みやぎ発展税について	9
5	市町村振興総合補助金の充実について	10
6	総合防災対策事業の整備促進について	11
7	警察機能等の増強について	14
8	消防団（水防団）の体制強化について	15
9	地域公共交通等の充実強化について	16
10	デジタル化施策の推進について	18
11	年金支払額の過年度課税等の取扱いについて	21
12	亜炭採掘跡の災害対策について	22
13	河川・海岸等の整備促進について	23
14	道路整備事業の促進について	27
15	宮城県総合運動公園（グランディ21）周辺の総合交通対策について	33
16	令和4年7月豪雨の被害に対する復旧及び県管理道路の冠水対策について	34
17	主要県道等における渋滞対策について	35
18	農業・農村対策の充実強化について	36
19	森林・林業対策の推進について	42
20	水産業対策の充実について	45
21	野生鳥獣被害対策の拡充について	48
22	松島湾リフレッシュ事業の継続的事業化と早期完成について	50
23	広域観光の充実に向けての支援について	51

24	仙台北部中核都市建設の促進について	55
25	企業誘致と新産業創出の促進について	56
26	中小企業の支援について	58
27	高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）について	59
28	消費者行政の強化について	60
29	再生可能エネルギーの促進について	61
30	地域新電力の推進について	63
31	廃棄物処理対策への支援について	64
32	国民健康保険の安定的運営について	66
33	地域の保健医療について	68
34	社会福祉対策について	73
35	子育て支援対策の充実強化について	78
36	学校教育環境等の充実について	82
37	文化財保護法「特別名勝松島」に係る区域指定の見直し等について	87

1 東日本大震災復興関連事業について

東日本大震災から14年が経過し、「第2期復興・創生期間」の最終年を迎えたが、心のケア、地域コミュニティの再生などについては今なお継続した対応が求められている。

については、復興に向けて必要な各種取組を着実に進めていくため、次に掲げる事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 復旧・復興関連事業について

- (1) 復興が完了するまでの間、被災者支援や産業・生業の再生などの各種事業に対する特例的な財政措置や支援措置を確実に実施するよう国に働きかけること。
- (2) 農地整備事業地区における土地利用の整序化によって、非農用地では住宅や農業施設が建設され、防災公園や防潮林等の整備が行われたが、未利用地の非農用地が点在していることから、関係市町の非農用地の土地利用計画の実現に向けて計画策定に係る支援など必要な支援を継続するとともに、非農用地の草刈りに係る経費など維持管理経費の財政的支援を国に働きかけること。
- (3) 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であり、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況にあることから、債権回収に向けた市町個々の取組みに係る経費について財政措置を講じるよう国に働きかけること。

2 原子力対策について

- (1) 自然災害発生と同時に原子力発電所で事故が発生した際に備え、国、県が一体となって、次のことについて取り組むこと。
 - ア 道路橋りょう等の強靭化を進め、避難路の安全確保に取り組むこと。
特に国道398号石巻バイパス「沢田工区」について早期完成を図ること。
また、県道石巻鮎川線「風越Ⅲ期工区」の整備を推進すること。
 - イ 今後の原子力防災訓練の実施により明らかになる課題の解決に努めること。

ウ 避難計画の実効性を高めること。

- (2) 福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質を含む除去土壌については、令和7年3月に「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」及び「復興再生利用に係るガイドライン」が示されたことで、福島県外の除去土壌を保管する自治体にあっては、この埋立処分ガイドラインに基づき埋立処分することとなる。再生利用にあっては福島県に限らず復興再生利用のガイドラインにより行うこととなるが、福島県と福島県外とで処分方法が異なることから、福島県と同様に国の責任において、処分するよう国に働きかけること。

3 多核種除去設備等（A L P S）処理水対策について

令和5年8月24日に多核種除去設備等（A L P S）処理水の海洋放出が開始されたが、一部の国・地域では県内産を含む水産物等が輸入禁止されたため、水産事業者に多大な影響が生じている。

については、次のことについて国及び東京電力に働きかけるほか、県としても県内水産物の消費拡大に向けた販売促進を講じること。

- (1) 放出するトリチウムの量が最小限となる処分方法の開発及び研究を引き続き積極的に取り組むとともに、海洋放出以外の処分方法も含めて継続的に検討すること。
- (2) 水産物等の輸入禁止の早期撤廃を要請すること。
- (3) 漁業者をはじめ関係者に説明を継続するとともに、希釈設備の稼働状況、第三者機関による放出前の放射性物質の測定結果、放出後の海域モニタリング結果等の正確な情報発信など、万全の対策を講じること。
- (4) 風評被害により生産者や事業者に損害が生じた場合には、地域、賠償期間、業種を限定することなく、被害の実態に応じて柔軟に、十分な賠償・補償を東京電力に行わせるなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

2 町村財政基盤の強化について

町村が自主性・主体性を発揮し、地方創生を着実に進めていくためには、税源配分のあり方の見直しと偏在制の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税等の一般財源総額の確保など、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠である。

については、町村財政基盤の強化に向けて次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 次の事項について、積極的に国に働きかけること。

(1) 人口減少や少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に推進できるよう、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額の増額や国税の法定率の引き上げなど持続可能な制度の確立を目指すこと。

なお、基準財政需要額の算定にあたっては、地方単独事業を含めた社会保障費の増嵩をはじめ、町村の実態をより的確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることがないよう、万全の財政措置を講じること。

(2) 市町村は、住民に最も身近な自治体として、物価高騰の影響を受ける住民や事業者に対し、地域の実情に即した独自の経済支援や生活支援を行っていることから、今後の経済支援、生活支援の財源として活用できるよう「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を継続すること。

(3) 国の制度改革に伴うシステム改修が必要になる場合には準備期間を十分配慮し、改修に伴って発生する経費については、国の責任において万全の財政措置を講じること。

(4) 地方税は、地方自治財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることから、地方が担うべき事務と責任に見合うよう国税と地方税の税源配分を見直すとともに、地方税の偏在性が小さく税収が安

定的な地方税体系の構築を図ること。

- (5) 社会資本整備総合交付金は、国で示している補助率で算定した交付限度額に対し、内示額が低く抑えられているが、毎年の労務・資材費の上昇とあわせて令和6年4月からは「働き方改革関連法」による建設業の週休2日の原則化に伴い事業費が上昇しているので、採択された事業については、国で示している補助率で算定した交付限度額で内示すること。
- (6) 国土強靭化基本計画に基づく施策の中期的な実施計画を定めた「第1次国土強靭化実施中期計画」については、事業を着実に実施できるよう、資材価格や人件費の高騰を反映した、十分な財源を確保すること。
- (7) 地上デジタル放送受信設備等の維持管理に対する支援
 - ① 共聴組合に対する難視対策については、共聴組合員の高齢化及び減少に伴い、施設の維持管理や更新費用などの不安を訴える地域が多くなってきてであることや受信環境が不安定な地域もあることから、これらの財政措置を講じること。
 - ② 維持管理費の多くを占める電柱共架料、NTT柱添架料について、共聴組合員の高齢化及び減少に伴い、大きな負担となってきたことから、料金の免除や軽減措置を講じること。

2 地方税滞納整理機構の継続的な運営について

地方税滞納整理機構は地方税の滞納縮減に取り組み、大きな成果を上げてきたところであり、運営については、令和10年度までの継続が決定しているが、町村のより一層の滞納縮減のため、再移管事案の引き受け条件である「前回移管時と生活状況が変わっていること」の撤廃や個人住民税を含まない滞納事案の引き受け条件を緩和すること。

また、地方税の収入未済額（滞納額）の圧縮は、解決しなければならない継続的な課題となっていることから、引き続き研修会の開催や機構と市町村の合同による搜索・差し押さえなど税務職員の人材育成を継続すること。

3 地方創生の推進について

町村では、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取組を進めている。

については、地方創生のさらなる推進のため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 移住・定住対策の推進について

- (1) 町村がワーケーションの推進やU I J ターンの促進につなげていけるよう、移住支援金の移住元の要件を首都圏在住者まで拡大するなど移住・定住施策に対して財政措置を講じること。
- (2) 地域おこし協力隊制度を活用した隊員の居住支援や開業資金等の補助など定住・定着支援の充実や移住希望者に対する情報発信を強化すること。
- (3) 若者世代が仕事と子育ての両立を実現し、安定した生活を営み定住の推進が図れるよう、町村の状況に応じた、雇用対策や子育て支援、婚活支援など各部局が連携して総合的に実施すること。
- (4) 移住相談で紹介できる住まいとして、年々増加している空き家を利活用できるよう市町村振興総合補助金メニューの「移住・定住・交流推進支援事業」の補助率を引き上げること。

2 地方創生事業の財源等について

新しい地方経済・生活環境創生交付金については、総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫をいかした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、さらに自由度の高い交付金となるよう国に働きかけること。

また、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、一層の利用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等の周知の強化を国に働きかけること。

3 国及び県との人事交流等について

市町村では多様な行政ニーズに対応した公共サービスを提供するために、人材育成や職員の意識改革を推進するため、国や県と市町村間との人事交流や職員派遣を独自に実施している。

今後、地方創生の更なる推進のため、行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国の職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するよう、国と市町村間との人事交流や国の職員派遣の実施について、側面的支援を行うこと。

また、県と市町村の連携を強化し、地域全体の行政運営の活性化を推進するため、特に次代を担う若手職員が交流し意見交換等を行う機会を設けること。

4 みやぎ発展税について

みやぎ発展税は、課税期間が令和10年2月まで延長されたことから「新・宮城の将来ビジョンの実現」（令和3年度～令和12年度）のため、企業集積促進や技術高度化支援等による県内経済の持続的発展を推進し、近年、地震以外の自然災害により大きな被害が発生していることから、災害に対応する産業基盤の強化や防災体制の整備を推進すること。

5 市町村振興総合補助金の充実について

「市町村振興総合補助金」は、住民に最も身近な市町村が主体的に地域課題を解決するうえで、交流・関係人口の増加、コミュニティの形成、教育や福祉の向上などに有効かつ計画的に活用されているところである。

については、さらなる町村支援と地方創生の後押しを図られるよう、予算枠を拡大し、十分な予算措置を講じるとともに補助メニューの追加や要件を緩和し、制度の充実を図ること。

6 総合防災対策事業の整備促進について

近年の想定を上回る大規模な自然災害から、住民の生命と財産を守るために、総合的な防災体制を整備することは、重要課題である。

特に地震、津波、火山噴火等の観測態勢の整備と発生原因の調査研究、住民等に対する迅速な情報提供・伝達体制の整備は非常に重要である。

については、次の事項について対策に万全を期するよう強く要望する。

1 防災行政無線について

防災行政無線のデジタル化移行は進んでいるが、保守・管理に多額の費用がかかるのが実状である。整備だけでなく、維持管理費にかかる財政措置を講じるよう国に働きかけること。

なお、同報系防災行政無線は、災害時の有効な情報伝達手段のひとつとして、継続的かつ安定的に運用する必要があることから、施設整備・維持管理費の補助制度創設、電波利用料無料化、開局・更新申請にかかる手続簡素化を国に働きかけること。

また、小規模集落の難聴対策について、FM受信機や戸別受信機等の設置及び維持管理や、地形的な問題から、電波の電弱地帯を改善するため、屋外拡声子局や再送信局の設置・増設に対しても補助制度を創設するよう国に働きかけること。

2 水門等の整備について

- (1) 河口付近の堆砂を解消し、水門の機能維持を図ること。
- (2) 国・県では河口付近に、水位計や簡易カメラの設置を進めているが、市町村で管理している地区外排水路についても、市町村が単独で同様に整備する際には、補助制度の創設又は地方交付税等の財源措置となるよう国に働きかけること。

3 急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の対策事業について

- (1) 「みやぎ砂防アクションプラン2024」に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び地

すべり防止区域に指定された箇所について、事業の促進を図ること。

- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の対策事業については、十分な予算を確保するとともに国の要件を満たさない箇所の対策工事を推進すること。

4 砂防区域等における対策事業について

- (1) 砂防区域における土砂、流木等の撤去を行うなど、維持管理の徹底を図ること。
- (2) 既設の砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地施設については、経年劣化及び機能不全となっている施設が多数あることから、修繕及び改築を行い、地域における安全性の向上を図ること。

5 宮城県ブロック塀等除却工事助成事業について

本事業に係る補助対象経費は、ブロック塀の一部又は全部の除却に要する費用とされている。

一方、国の社会資本総合交付金（防災・安全交付金）のブロック塀等の安全確保に関する事業の交付対象範囲は、ブロック塀等の除却のほか改修や建替えも交付金の対象に含まれている。

そのため、安全確保の手段が改修によるもの場合には県補助対象外となることから、町村や県民の負担を軽減できるよう事業の対象範囲を国と同様にすること。

6 災害救助法の適正な運用について

災害救助法の適用にあたっては、市町村の状況や他県の状況等について情報収集を行い、同一災害における法の適用に関して、被災市町村間に格差や不均衡が生じないよう、4号基準による適用を迅速かつ積極的に判断すること。

7 民有地の山地及び宅地等の安全対策について

近年、頻発化・激甚化する台風や大雨、地震等の自然災害によって山地や宅地等の崩落が発生し、住民はその復旧に重い経済負担を負っている。

については、住民が安全・安心して暮らせるよう、被災した擁壁の復旧工事や老

朽化した擁壁の更新工事などの費用の助成や専門家が現地調査等を実施し、助言できる制度を必要としている市町村がその内容に大きな差異が生じないかたちで創設できるよう支援を行うこと。

また、町村が制度を実施した場合は、その費用に対する助成制度を創設すること。

更に空き家の解体費用等の助成を実施した場合、その費用を国庫補助のほか県として助成する制度を創設すること。

7 警察機能等の増強について

県内の刑法犯認知件数は令和4年に増加し、特殊詐欺認知件数は令和2年以降年々増加しているが、住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するためには、警察機能の拡充など住民生活の安全対策の充実・強化等を図ることが重要である。については、次に掲げる事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 老朽化した交番・駐在所の改築等を含めた施設の整備促進
- 2 警察官の人員確保
- 3 特殊詐欺の未然防止
- 4 警戒、警ら活動の強化
- 5 防犯カメラ設置に係る補助限度額の要件緩和及び維持管理経費に対する財政支援の拡充

8 消防団（水防団）の体制強化について

災害・事故の大規模化や高齢化が進み、また、住民ニーズの多様化などにより、消防及び救急を取り巻く環境は大きく変化しており、消防及び救急の体制を強化していくことは緊急の課題である。

特に地域に密着した消防団（水防団）は、住民の生命・財産を守る一翼として、災害時には大きな役割を果たしているが、消防団員数が年々減少しており、地域防災体制は危機的な状況にある。

については、次の事項について国に要望するなど特段の措置を講じるよう強く要望する。

1 小型ポンプ積載車両の導入等について

消防力の機動性向上が望める小型ポンプ積載車両の導入並びに小型ポンプ積載車両保管庫の整備に対して、既存の財政支援制度の補助率見直しを含めた財政支援を講じること。

2 消防団員の安全装備品等について

消防団員の安全装備品等について、東日本大震災の教訓を踏まえ消防団の装備の基準等が改正されたことに伴う装備品の配備が必要なことから、既存の制度の補助率の見直しを含めた財政支援を講じること。

3 水防倉庫の備品等について

近年、大雨等により河川の流量が異常に増加し、堤防の浸食、決壊等の災害が起きるリスクが大きくなっている。

については、災害の防止・減災のためには、町村で組織している水防団（消防団）の強化及び水防倉庫の備品等の充実が必要であることから、水防法第44条に基づき、水防倉庫の備品購入経費に対して財政支援を講じること。

9 地域公共交通等の充実強化について

地方バス路線や第三セクター鉄道などは、地域住民の生活に欠かすことのできない交通手段であり、その維持存続のため様々な方策を実施している。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 地方バスの運行等について

地域住民の生活交通を維持するため「宮城県バス運行維持対策費補助金」の補助率を見直し、交付額の引き上げを図ること。

また、国庫協調補助金としてバス事業者に対し補助している「宮城県バス運行対策費補助金」については、国の「地域キロ当たり標準経常費用の地域区分」の見直し及び輸送量の要件を緩和するなど地域の実情に応じた制度運用となるよう国に働きかけること。

更に新型コロナウイルス感染症の影響や人口減少などにより、地域公共交通の利用者が減少していることから収入減に対する財政支援を国に働きかけること。

2 阿武隈急行線への支援について

阿武隈急行線は、地域の持続的発展のため、雇用の確保や若年層の流出抑制など人口減少対策には必要不可欠であることから、福島県や沿線市町と連携を図りつつ、継続的な支援を行うこと。

また、鉄道事業者及び沿線自治体の安定した財政運営のため、法令等に基づいて実施する必要があるものについては、確実に補助所要額を確保するよう国に働きかけること。

3 広域的な交通体系の整備について

主要駅や空港と観光地等を結ぶ二次交通や集落と病院等を結ぶ交通など、広域的な交通体系の整備を図ること。

4 JR東日本の地方路線（陸羽東線、石巻線、気仙沼線）について

- (1) JR東日本が収支を公表している県内の赤字路線については、鉄路の維持に向け利用促進を図ることが急務となっていることから、地方公共団体等による利用促進に向けた取組に必要となる財源確保を図るよう国に働きかけること。
- (2) 令和5年10月にローカル鉄道の再構築に関する仕組みが創設されたが、鉄道事業者側の事情や判断のみによって安易に存廃や再構築の議論が行われないよう地域の実情に十分配慮の上、国が責任をもって対応するよう国に働きかけること。

10 デジタル化施策の推進について

デジタル化によって住民生活、医療・福祉、教育・文化、産業振興等の多様な分野における活用や利便性の向上が期待されることから、町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進することが必要である。

については、次の事項について国に要望するなど特段の措置を講じるよう強く要望する。

1 DXの推進について

(1) DXの推進に当たっては、専門人材や財源の確保が課題となることから、県が設置している民間からの専門人材を派遣し、職員研修や技術的な相談に対する助言を積極的に進めるなど県及び市町村職員がデジタルに精通した人材育成を図ること。

また、市町村が単独で導入している公営住宅管理システムや議会中継システムなどのソフトウェア等の共同利用の推進や、自治体同士が行うソフトウェア等の共同調達に対する財政支援を講じること。

(2) 業務の複雑化・高度化に加え、職員数の減少に対応するため府内における執務環境のDX化の推進も必要であることから事務効率化のためのシステムの導入費等の財政措置を講じること。

2 情報システムの標準化・共通化等について

情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドの構築については、早期に的確な情報提供を行うとともに、町村の意見を十分に踏まえたきめ細かな対応を行うこと。

また、標準準拠システムへの移行及びガバメントクラウドの構築・運用については、現行システムと比較し多額の費用増となる。ガバメントクラウド利用料等のランニングコストについては地方交付税措置が講じられているが、移行前と比較し町村の負担が増加することが無いよう各自治体の実情を十分把握し、不足額

が生じないよう必要な財源を確保するよう国に働きかけること。

3 マイナンバーカードについて

(1) 現在、国外転出者向けマイナンバーカードの取扱いや特急発行等、次々に新たな運用が追加され、事務が煩雑化していることから、カードの機能や本人確認、諸手続きについて、シンプルで分かりやすい構造とするよう国に働きかけること。

また、新たな方針や運用の決定の際には、速やかに自治体への情報提供を行うとともに、配布されている事務要領を自治体職員にも分かりやすい表現を用いて作成するよう国に働きかけること。

なお、地方公共団体情報システム機構にて配布されている手順書についても、シンプルで分かりやすい構造とするよう国に働きかけること。

(2) マイナンバーカードと健康保険証が一体化することで、未取得者の多い高齢者の申請が増加すると見込まれるため、施設入所や要介護者、障害者等の来庁や写真撮影も困難な未申請者に対しては、国県が主導となり、医療機関や入所施設、通所施設等の管理者とも連携して出張申請を行うこと。

(3) 令和8年度には在留カードとの一体化も予定されているため、今後、激増する外国人へのカード申請支援並びに更新手続きについては、地方自治体では言語対応の限界があることから外国人に対するマイナンバーカード申請促進や在留期限内のカード更新については、在留管理庁と連携して、在留管理庁窓口への出張申請や周知広報等を行うこと。

(4) 個人番号カード交付事務費補助金については、交付率が約8割に達しており、今後電子証明書やカード自体の更新事務が恒常化し、自治体の事務負担が増える見込みであることから、カードの交付及び更新に支障が出ないよう、万全の財政措置を図るよう国に働きかけること。

4 マイナンバーカードを利用したコンビニ交付について

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスは、市区町村役場が閉庁時の早朝・深夜や土日祝日でも、住民票の写しや戸籍証明書など各種証明書が最寄りのコンビニで取得でき、住民にとって利便性の高いサービスの一つであるが、

サービスを実施するためには、システム改修の初期投資に数千万円の費用負担が生じ、年間維持費に数百万円を要しており、その財源は町村の一般財源となっている。

そのため、県内21町村では、人口規模もそれぞれ異なる中で12町村がコンビニ交付を実施しているが、残り9町は「システム改修等経費の確保が困難」、「費用対効果が見合わない」など、費用負担が大きすぎるという理由から、実施できない状況にある。

については、システム改修や維持管理の財政支援を講じること。

5 デジタル身分証アプリについて

県の「デジタル身分証アプリ」の更なる普及に向けて、広く周知を行うこと。

また、町村と意見交換を積極的に行い、広く町村で利用可能なミニアプリの開発と構築を県負担にて行うこと。

11 年金支払額の過年度課税等の取扱いについて

公的年金の源泉徴収票自体の度重なる訂正により、税額更正を行った納税通知書を発送する度に住民より苦情が寄せられるため、所得を基礎として課税計算を行う税目等についても影響が出ることを含めて通知することを早急に対応するよう継続して国へ働きかけること。

また、自治体が当該年度の当初課税の税額を確定し、納税通知書を送付する時期よりも先に住民へ年金支払通知書が送付された場合、年金支払通知書には仮算定の税額が記載された内容で通知が行われているため、支払通知書記載の税額と納税通知書記載の税額が異なることについて問い合わせを多く受ける。

そのため、年金支払通知を行う時期を検討することを継続して国に働きかけること。

12 亜炭採掘跡の災害対策について

亜炭採掘跡の災害対策として、抗廃水の処理を現在関係市町村で実施しているが、施設の老朽化に伴い維持管理経費が年々増加していく一方である。

このようなことから、国による一元的な管理もしくは、維持管理経費のための財源確保や支援等、早急な対応を図られるよう国に働きかけること。

13 河川・海岸等の整備促進について

河川・海岸は、氾濫・堤防の決壊など災害が発生すれば、生命と財産が危機に見舞われることから、十分な対策を講じる必要がある。令和元年東日本台風や令和4年7月豪雨においては、県管理河川で多くの被害が発生したところであり、防災・減災に向けた治水対策は喫緊の課題となっていることから、早急な河川改修等の対策を講じること。特に次の河川については特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 災害防止等のため河川の改修事業等の促進を図ること。

(1) 出来川

- ① 河川改修事業の促進
- ② 河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- ③ 浚渫事業の実施
- ④ 橋門（管）の一括管理

(2) 身洗川

- ① 河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- ② 浚渫事業の促進
- ③ 上流起点部の調整池の機能維持
- ④ 豪雨時における観測用水位計の設置

(3) 西川

- ① 河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- ② 上流部無堤区間の溢水対策の早期事業化

(4) 奥田川

- ① 浚渫事業の実施
- ② 善川遊水地周囲堤と関連する河川堤防嵩上げ等、排水機能強化の促進

(5) 埋川

- ① 浚渫事業促進
- ② 河川内雑草木除去事業の実施

(6) 燃切川

- ① 浚渫事業促進
- ② 河川内雜草木除去事業の促進

(7) 竹林川

- ① 河川改修事業の促進
- ② 河川内支障木の除去維持管理の徹底
- ③ 豪雨時における観測用水位計の設置

(8) 宮床川の河川内支障木の除去等維持管理の徹底

(9) 鞍坪川の改修事業促進

(10) 多田川

- ① 堤防緊急点検に基づく堤防補修、浚渫事業促進及び築堤等の早期改修
- ② 河川内支障木の除去等維持管理の徹底

(11) 名蓋川の堤防緊急点検に基づく堤防補修、浚渫事業促進及び築堤等の早期改修

(12) 河童川の浚渫事業実施

(13) 花川の浚渫事業実施及び河川内支障木の除去

(14) 深川

- ① 排水機場整備及び移動式ポンプの機能強化
- ② 樋門の直営管理

(15) 新深川の浚渫事業実施

(16) 保野川の未改修区間改修事業の整備促進及び河川内支障木の除去・浚渫事業実施

(17) 長谷川の浚渫事業実施

(18) 新川（松島町）の改修事業促進

(19) 小西川

- ① 浚渫事業の促進
- ② 河川最下流部及び最上流部の未改修区間の早期事業化

(20) 美女川の浚渫事業実施

(21) 田中川の浚渫及び堤防の改修事業実施

(22) 白石川の浚渫事業実施及び河川監視カメラの増設

- (23) 雉子尾川の改修事業の促進
- (24) 洞堀川の改修事業の促進及び河川内支障木の除去等及び維持管理の徹底
- (25) 善川の浚渫事業の推進
- (26) 脇掛川の浚渫事業実施
- (27) 楠田川の浚渫事業実施
- (28) 荒川、新川の改修事業促進
- (29) 鳴瀬川の河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- (30) 田川の河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- (31) 孫沢川の河川内支障木の除去等維持管理の徹底

2 中小河川改修事業の早期完成及び整備促進を図ること。

- (1) 高城川の早期完成及び浚渫事業等の維持管理の徹底
- (2) 砂押川の改修事業促進及び浚渫事業等の維持管理徹底
- (3) 勿来川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (4) 坂元川の浚渫等の維持管理徹底並びに上流部の早期事業化
- (5) 戸花川上流部（国道6号より西方向付近）及び下流部（戸花橋付近）における定期的浚渫等
- (6) 沢戸川の浚渫、除草等の適正な維持管理の徹底
- (7) 坪沼川の改修事業促進及び浚渫、除草等の適正な維持管理の徹底及び堤防強化
- (8) 荒川の浚渫、除草等の適正な維持管理の徹底、及び堤防強化。白石川合流部改修による流下能力向上
- (9) 新川の浚渫、除草等の適正な維持管理の徹底及び堤防強化
- (10) 味明川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (11) 藤田川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (12) 森の川の改修事業の実施
- (13) 新川（村田町沼辺字田辺地区）に豪雨時における観測用水位計の設置
- (14) 田尻川
 - ① 河川内支障木の除去等維持管理の徹底
 - ② 浚渫事業の実施

③ 横門（管）の一括管理

(15) 旧迫川

① 河川内支障木の除去等維持管理の徹底

② 浚渫事業の実施

③ 横門（管）の一括管理

(16) 大沢川の改修事業促進

3 仙台塩釜港塩釜港区の小浜地区は、県内外から多くのヨット競技者・愛好者が利用しているが港内にトイレがなく、不便な状況となっている。

については、県として、マリンスポーツの振興、交流人口の増加を図る観点から、公衆用トイレを設置すること。

14 道路整備事業の促進について

三陸縦貫自動車道をはじめとする高規格道路や一般広域道路は、住民の日常生活を支えるとともに、地域間交流の範囲拡大と連携強化につながるため、地方においては新たな地域づくりの展開を可能にする極めて重要な社会基盤である。

また、県道等の主要地方道路等は、救急医療時における搬送、地震や大雨等災害発生時の避難や広域応援等対策を実施する上で重要な役割を担っている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 高規格道路の整備促進を図ること。

(1) 三陸縦貫自動車道

① 全線4車線化

② 全区間の無料化

(2) 仙台北部道路富谷JCTのフル化

(3) 常磐自動車道の山元南SICから広野IC間の4車線化の早期整備

(4) 石巻新庄道路の早期完成

2 国道の整備促進を図ること。

(1) 国道113号

① 丸森町金山地区バイパス化の早期整備

② 七ヶ宿町滑津地内における自歩道の早期設置又は路肩の拡幅

③ 白石市福岡蔵本地内の早期改良

④ 七ヶ宿町蒲木地内における自歩道の早期設置または、路肩の拡幅

⑤ 七ヶ宿町関地内の横川橋、内川橋の早期改良

(2) 国道286号

① 暮石から赤石までの道路整備の早期完成

② 野上バイパス整備の早期着手

(3) 国道346号

① 涌谷町黄金地区から小里地区までの安全確保のため急勾配緩和、自歩道の

整備、並びに黄金山トンネルの老朽化対策

② 根廻交差点の早期改良

(4) 国道347号

- ① 雪崩・視程障害対策の強化及び除雪体制並びに緊急体制強化による24時間開放

- ② 宇津野地内未改良区間の拡幅改良の促進

- ③ 小野田地区、中新田地区バイパスの早期着手

(5) 国道349号

柴田町「白幡橋」の早期架替構想の策定

(6) 国道398号

- ① 万石浦沿岸部の減災対策

- ② 石巻バイパス「沢田工区」の早期完成

- ③ 石巻市との境から大沢地区までの自歩道設置

- ④ 桐ヶ崎地区から指ヶ浜地区までの約7.0kmの改良整備

(7) 国道457号

- ① 川崎町本砂金地区・川内地区の道路改築及び歩道整備

- ② 大瓜沓掛から大瓜焼切地内の歩道設置

- ③ 蔵王町遠刈田温泉七日原地区の町道木戸砂押線交差点付近の歩道整備

- ④ 県道升沢吉岡線との交差点改良

- ⑤ 県道升沢吉岡線以北の改良整備

- ⑥ 加美町上狼塚、赤塚地区及び色麻町新北目地区のバイパス及び橋梁整備

- ⑦ 色麻町内の既設狭幅歩道及び両側歩道の設置

- ⑧ 吉岡字西原地区におけるバス乗降所の整備

(8) 国道4号

震災後、自治体管理の地下道において漏水が進行し、冬期には凍結により危険性が指摘される状況であるため、国に必要な措置を講じるよう働きかけること。

3 主要地方道の整備促進等を図ること。

(1) 塩釜吉岡線

- ① 森郷新柱田区域への歩道整備
 - ② 大和町鶴巣地区における、道路冠水区間の解消
- (2) 仙台松島線
- ① 初原バイパスの2期計画の推進
 - ② 桜渡戸・初原地区の狭隘区間の解消と歩道整備
 - ③ 春日地区の歩道整備と全路線4車線化
- (3) 塩釜亘理線の高屋字保原、高屋字石堂の交差点改良
- (4) 亘理大河原川崎線
- ① 末広橋拡幅改良（末広橋）
 - ② 本路線拡幅促進（沼辺館地区から沼辺中原地区）
 - ③ 本関場橋架替及び亘理大河原川崎線・亘理村田蔵王線接合周辺の早期整備
(関場本関場地区)
 - ④ 村田町と大河原町境の改良整備促進（沼辺新館前地区）
 - ⑤ 足立万崎地区の（万崎橋前後）の歩道整備促進
 - ⑥ 関場工区の整備促進（沼辺中原地区から関場本関場前地区）
 - ⑦ 川崎町前川字中町の交差点改良
- (5) 石巻鹿島台色麻線
- ① 美里町二郷地区の歩道の早期完成
 - ② 大衡村駒場字大原から上推路及び大衡字河原から堂ノ前の歩道設置
 - ③ 泥畠橋の改良
 - ④ 冠水防止のための道路改修
- (6) 白石丸森線の国道349号線から県道越河角田線までの未改良区間の拡幅改良の早期完成を図ること。
- (7) 岩沼蔵王線
- ① 蔵王町平沢地区の平澤橋周辺の歩道整備
 - ② 蔵王町円田地区から永野地区までの改良整備並びに歩道設置
 - ③ 村田町小池地区から二月田地区間の早期完成
- (8) 河南築館線の涌谷町松崎工区及び太田工区整備の早期完成
- (9) 女川牡鹿線
- ① 小乗地区から横浦地区までの整備改良の早期実現

- ② 飯子浜復興道路事業における野々浜・大石原浜地区間の早期完成
- ③ 国の指定を受けた原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象施設としての採択

(10) 丸森靈山線

- ① 不動尊キャンプ場から筆甫地区までの未改良区間の拡幅改良工事の早期完成

- ② 石倉地区の両側歩道整備促進

(11) 仙台三本木線

- ① 大森・駒場間の歩道整備事業の促進

- ② 今泉から幕柳までの早期事業着工と塩釜吉岡線との変則交差点及び危険カーブの解消

- ③ 仙台三本木線と県道大衡落合線の交差点から県道塩釜吉岡線までの4車線化の整備促進

- ④ 落合松坂地区大和町道松坂報恩寺線との交差点改良の整備促進

- ⑤ 県道塩釜吉岡線と大和松島線交差点から仙台北部工業団地へのバイパスルートの早期実現

(12) 塩釜七ヶ浜多賀城線の湊浜区内の道路拡幅及び歩道の設置

(13) 利府松山線の冠水防止のための道路改修

(14) 南蔵王七ヶ宿線の関から横川地区までの整備促進

(15) 大和松島線の歩道設置及び冠水防止のため道路改修

(16) 鹿島台高清水線の冠水防止のための道路改修

(17) 舗装の老朽化に伴い、ひび割れ、段差が生じている。また、雑草によって運転者の視界を妨げるほか、自転車、歩行者の通行にも支障をきたしていることから、除草作業の定期的な実施と、舗装補修を速やかに実施すること。

4 一般県道の整備促進を図ること。

- (1) 越河角田線の道路改良を図ること。
- (2) 川前白石線の整備促進
- (3) 蔵王大河原線の整備促進
- (4) 角田山元線の復興計画に基づく早期整備

- (5) 角田山下線の右折レーン滞留長の延伸
- (6) 鳴瀬南郷線の美里町木間塚地区の歩道設置及び歩行スペース確保のための側溝改修
- (7) 吉田山元線（山元地区）の歩道設置の促進
- (8) 払川町向線（払川ダムから払川集落まで）の整備促進
- (9) 西成田宮床線の整備促進
- (10) 大衡駒場線の整備促進及び舗装補修
- (11) 最上小野田線の整備促進
- (12) 大衡仙台線全線の整備促進及び早期完成
- (13) 鳴子小野田線の小野田地区の2車線化及び宮崎地区の未整備箇所の整備促進
- (14) 涌谷田尻線の石巻線下築街道踏切の拡幅及び自歩道の整備
- (15) 角田大内線の小齋峠付近から丸森側約0.9kmの改良
- (16) 丸森梁川線の峠坂下付近から福島県境までの約2kmの改良
- (17) 名取村田線の坪沼川河川改修に伴う館大橋の整備促進
- (18) 県道赤沼松島線（利府町赤沼字放森地内～松島海岸）の渋滞対策
- (19) 角田山元線の国道6号から山元南スマートインターチェンジまでの区間の改良
 - (20) 落合相川地区県道竹谷大和線と仙台三本木線との交差点改良の整備促進
 - (21) 泊崎半島線の整備促進
 - (22) 竹谷大和線の冠水防止のための道路改修及び粕川地内の歩道設置
 - (23) 升沢吉岡線の歩行スペース確保のための交通安全施設整備の促進
 - (24) 柳沢中新田線（館山地区周辺）の歩道未設置区間等の道路改良
 - (25) 小牛田松島線の冠水防止のための道路改修
 - (26) 升沢吉岡線と都市計画道路高田中町線の重複区間の早期事業化
 - (27) 小野田三本木線の保野川橋の高欄の交換工事の早期実施
 - (28) 舗装の老朽化に伴い、ひび割れ、段差が生じている。また、雑草によって運転者の視界を妨げるほか、自転車、歩行者の通行にも支障をきたしていることから、除草作業の定期的な実施と、舗装補修を速やかに実施すること。

5 都市計画道路の整備促進を図ること。

- (1) 北四番丁大衡線吉岡、大衡工区の早期完成
- (2) 神谷沢春日線の利府町花園から利府松山線までの延伸整備
- (3) 岩沼蔵王線に係る小池石生線の早期完成及び既存休憩施設（民話の道）休憩機能の向上

6 町村道等の県道昇格を図ること。

- (1) 大和町町道小鶴沢線及び大郷町町道東成田新田線
- (2) 色麻町町道大原線起点から加美町へ通じる県営広域農道整備事業で整備した町道（国道457号～大原線～広域1号線～広域2号線～加美町町道胆沢線～国道347号）
- (3) 利府町町道高島線及び町道沢乙1号線の一部区域
- (4) 利府町道在加瀬線の一部区域
- (5) 国道457号（加美町下多田川字往還上北地内）から県道鳴子小野田線（大崎市鳴子温泉通原地内）の端部に接続している町道胆沢線

7 道路交通標識は、近年、標識が破損していたり、色褪せて表示が見えない箇所が多々見受けられる。特に住宅地内の標識が破損しているケースが多く、交通事故の誘発や、交通マナーの低下を招く恐れがあることから、次の事項について措置を講じること。

- (1) 道路交通標識の破損・色褪せ等の早期対処
- (2) 通常時の道路交通標識の状況確認作業の実施
- (3) 東日本大震災の津波で流失した県道区域の速度制限標識の再設置

8 自転車専用通行帯等の整備について

自転車活用推進法に伴う自転車専用通行帯等の整備について、県道においても計画的に推進すること。

15 宮城県総合運動公園（グランディ21）周辺の 総合交通対策について

宮城県総合運動公園（グランディ21）は、東北最大規模の総合運動公園施設として、これまで各種の競技大会やコンサートなどが年間を通し数多く開催され、その度、大規模な渋滞が発生していることから、渋滞緩和は過年度からの重要な課題となっている。

については、恒久的な渋滞緩和を図るため、新たなアクセス方策の検討など、現状を踏まえた抜本的な総合交通対策を講じること。

16 令和4年7月豪雨の被害に対する復旧及び 県管理道路の冠水対策について

令和4年7月に発生した豪雨により、宮城県においても道路の冠水や崩落、河川の決壊による浸水など、様々な被害が発生し住民の生活が脅かされたことから、次の事項について対策を講じること。

1 出来川堤防決壊にかかる復旧について

出来川堤防の復旧工事でJR石巻線との交差部分の復旧時期が示されていない状況にある。

近年、全国各地で台風や線状降水帯による豪雨被害が発生したことを受け、地域住民の水害に対する不安が高まっていることから、不安払拭及び安全確保のため、早期に堤防を完全復旧すること。

2 県管理道路の冠水対策について

今後、避難行動に著しい支障をきたさないよう、主要地方道塩釜吉岡線、大和松島線、利府松山線、石巻鹿島台色麻線、鹿島台高清水線、一般県道小牛田松島線、竹谷大和線、亘理大河原川崎線（沼辺）、柳沢中新田線（加美町孫沢地区周辺）など県管理道路の冠水防止対策を講じること。

17 主要県道等における渋滞対策について

主要県道である仙台松島線及び塩釜吉岡線が広域路線としての通過交通の増加により慢性的に渋滞している。

そのため、利府停車場総合運動公園線や町道高島線などの周辺道路においても渋滞が発生し住民の日常生活などに大きな影響が生じている。

については、地域間をつなぐ広域的な主要道路として交通の円滑化を図るため、宮城県渋滞対策連絡協議会で掲げた右折専用レーンの延長及び増設など短期対策を早急に実施するとともに、その対策の効果検証を行い中・長期対策の具体的な内容を検討すること。

また、災害時の緊急路線として渋滞・混乱解消のためにも、災害時等には、仙台北部道路、三陸自動車道、仙台東部道路等の高規格道路の無料措置を実施するよう国に働きかけること。

18 農業・農村対策の充実強化について

農業者の高齢化や担い手の減少、また、農産物の輸入問題や、ロシアのウクライナ侵攻などによる輸入資材の価格高騰の影響により、農業を取り巻く環境は以前に増して厳しい状況が続いている。

については、農業・農村の振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 農業基盤整備事業について

(1) 土地改良施設への整備支援について、農業用排水路等の土地改良施設においては、かなり年数が経過しているものもあり、令和元年東日本台風のような今後頻発化が想定される異常気象等に対応できないことが懸念される。災害リスクを抑え、農業被害の軽減と住民の安全・安心を守るため、施設計画の見直し、施設能力の強化及びこれらの整備について支援拡充を図ること。

また、県営の土地改良事業（区画整理事業）について、早期に事業完了となるよう、すべての採択地区の事業予算の確保を図ること。

(2) 中山間地域総合整備事業について、農産物の生産拡大など中山間地域の振興に有効であることから、円滑な事業の推進に向けて予算の拡充を国に働きかけること。

さらに、経営規模の小さい経営体は、「中山間地域農業農村総合整備事業」の採択要件に合致しないことから、そのような経営体については、県の支援を強化すること。

(3) 農地中間管理機構の農地整備事業について、予定地区すべての事業予算の確保を図り、円滑な事業の推進を図ること。

(4) 田んぼダムについては、流域全体で洪水を軽減する有効な取組みであり、事業の推進には農家の理解が不可欠であることから、多面的機能支払交付金の加算措置の拡充を国に働きかけること。

(5) 農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため

池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策、ソフト対策の推進が図られているが、現在のため池工事特措法の予算配分では、有効期間（令和13年3月）までに対象となるため池の防災工事を完了させるのは困難であることから、ため池工事特措法の期間延長、もしくは期限内に完了させるための予算配分を国に働きかけること。

2 日本型直接支払制度について

日本型直接支払制度が安定かつ充実した制度となるよう、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金において、十分な予算を確保するとともに、事務の簡素化を早急に進めるよう国に働きかけること。

なお、多面的機能支払交付金の農地維持支払交付金について、中山間地域では共同で草刈り作業を行う水路や道路の傾斜があるため法面の面積が多く、負担が大きいことから、中山間地域における交付単価の増額を国に働きかけること。

3 「農業農村整備事業（新規分）」の県費負担割合について

農業農村整備事業について、令和2年度に県費負担割合が見直されたが、引き続き町村の負担軽減に努めること。

4 畜産・酪農振興の推進について

長期的な飼料価格の高騰に対応した価格差補てん発動基準の抜本的な見直しなど配合飼料価格安定制度の拡充・強化と、公共放牧場を対象とした配合飼料価格高騰対策を国に働きかけること。

また、加工原料乳生産者補給金を引き上げるとともに、飲用乳に対する補助制度の創設についても国に働きかけること。

5 農業生産の総合的な振興について

- (1) 耕種と畜産の連携強化のため畜産クラスター事業等を一層推進すること。
- (2) 野菜等の価格安定制度に対象品目が追加されるなど制度の充実が図られているが、近年の気象の変化で野菜の価格変動が懸念されることからさらなる価格安定制度の充実を図ること。

- (3) 農業者の高齢化や担い手不足が急速に進行していることから生産省力化機械の開発普及、生産資材費の軽減対策を更に推進すること。
- (4) 燃油価格の高騰にかかる「施設園芸等燃油価格高騰対策」の制度維持や省エネ技術の普及など、農家経営の安定化に向けた施策の拡充を国に働きかけること。
- (5) 国事業「強い農業づくり総合支援交付金」について、事業主体の負担軽減を図るため、上限事業費の撤廃、補助率の引き上げを図るよう国に働きかけること。
- 併せて、共同利用施設の整備など、競争力の強化に向けた県独自の支援策を講じること。
- (6) 需要に応じた主食用米の生産と水田における高収益作物（土地利用型作物）の積極的な作付け誘導を図るとともに、畠地での土地利用型作物の作付けに対する支援策を講じること。
- (7) 「水田活用の直接支払交付金」を活用し転換作物の生産を行う農地について、作物ごとの生産性向上等の支援へ制度が見直されることとなった。
- 制度見直し以後の営農計画に関わることから、具体的な見直し内容について情報の周知と丁寧な説明を行うとともに、水田転作を行う農家が不利益を被ることがないよう、国に働きかけること。
- また、地域の実情を考慮し、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながることがないよう、実態に即した運用を国に働きかけること。
- (8) 農業経営収入保険の加入については、青色申告の実績が1年分必要とされているが、手続きが煩雑であり加入低迷の要因となっているので、手続き要件の緩和について国に働きかけること。
- (9) 近年農業法人が増加しているが、設立間もない法人には、機械購入や施設建設のための投資は大変困難であることから、新規農業法人の負担軽減を図るために、農業機械の購入及び施設の建設、雇用等に対する総合的な支援策を講ずること。
- (10) 県では「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」において、令和12年までにいちご100億円産地を育成する目標を掲げ、経営規模拡大支援に取り組んでいるが、新規就農者に対する初期投資費用の負担軽減支援策を講じるなど、100億円産

地の育成に向けて、産地拡大策に積極的に取り組むこと。

- (11) 農業競争力強化農地整備事業の農地集積促進事業（促進費）の目的は、「農地の集積・集約化を促進支援する」となっているが、機械の更新や施設の整備の有効利用を図るためにも、柔軟な対応を国に働きかけること。

6 農畜産物の輸入規制の強化について

持続的な農業の発展を図るため、農畜産物の輸入について、具体的かつ体系的な対策を明らかにするよう国に働きかけること。

なお、農畜産物の自由貿易交渉にあたっては、農業者が納得できる成果が出るよう、慎重な対応を国に働きかけること。

7 家畜伝染病について

C S F（豚熱）の予防的ワクチン接種は、養豚業では必ず実施しなければならない作業であることから、更なる経費負担の軽減を図るとともに、ワクチン供給の安定確保や防疫対策の強化を国に働きかけること。

また、牛伝染性リンパ腫については、感染経路はアブ等が陽性牛から吸血した後に、陰性牛から吸血することにより感染することから、防虫ネットやアブトラップの設置が有効であるため、県が中心となり積極的な防疫対策を推進するとともに、畜産農家に対する支援の充実を図ること。

8 農地中間管理事業について

- (1) 県は「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」において、担い手が利用する農用地の集積目標を90%と設定しているが、県目標の達成には、農家負担の軽減に配慮し、農地中間管理事業の手数料の見直しや農地の条件整備が不可欠である。

については、国や農地中間管理機構と連携を図り、農地中間管理事業などを活用し、農地の条件整備を積極的に推進すること。

- (2) 機構集積協力金については財源確保を図るとともに、農地集積をより促進するため拡充・強化を国に働きかけること。

- (3) 相続未登記農地の貸し付けについては、農業経営基盤強化促進法の改正によ

り、農業委員会による不明所有者探索後の公示期間が2か月に短縮されたものの、現実的に、数世代にさかのぼる未相続農地の調査に労力を要することから、相続未登記農地の解消促進に向けて公示までの手続きの改正や簡素化及び省略化などの対応策を講じること。

(4) 農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構が作成することとなってい
るが、農地中間管理機構の要請により、町村で受託業務として計画を作成して
おり、相談対応や計画作成等で多くの時間を要している状況である。

については、農用地利用集積等促進計画作成に係る職員の人事費も農地中間管
理機構が負担するよう、国に働きかけること。

9 集落営農組織・家族経営農業の支援策について

集落営農組織の農地集積や機械・施設の整備等に対する財政支援の継続、充実
強化を国に働きかけること。

また、農地の維持管理（用排水路、畦畔）が行き届かず農地の多面的機能が低
下、有害鳥獣被害（イノシシなど）が増大していることから、特に中山間地域で
の家族経営農業にも手厚い支援策を講じるなど、県においても積極的な支援を図
ること。

10 新規就農者育成総合対策の推進について

新規就農者、担い手の育成を図るため、十分な予算の確保、新規就農者への支
援の延長、強化について、国に働きかけること。

また、経営発展支援事業の新規就農者の採択について、採択ポイントが低くな
る傾向があり、採択が困難な状況となっている。

については、本事業制度の改善や安定的な予算確保を図ること。

11 果樹振興対策の推進について

果樹経営は、従事者の高齢化や後継者不足のほか、家族経営の生産農家が多く
を占めるため、高額の農業機械の更新経費などの設備投資が難しい。

については、「果樹経営支援対策事業」などにおいて、支援の対象とするなど制
度の拡充を国に働きかけること。

また、担い手育成のためのソフト・ハード両面の支援策を講じ、営農の継続と
産地の維持発展のため、適切な技術指導を図ること。

19 森林・林業対策の推進について

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、様々な機能により私たちの暮らしを支えているが、一方で、林業の担い手不足や生産体制が整っていないことから、手入れが行き届いていない森林の存在が大きな課題となっており、安定供給ができない状況にある。

それらの課題に対し、森林環境譲与税を活用することにより、管理が行き届かない森林の整備を始めとして、森林所有者の高齢化や林業従事者の不足に対応した担い手の確保、また森林の更新を図るための造林に対する補助制度の整備など様々な対策を講じていくことが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 新たな森林管理システム実施への支援について

「新たな森林管理システム」の実施にあたり、順次環境の整備は図られているが、町村においては引き続き専門的な知識や業務量への対応が必要であることから、(一社)宮城県林業公社に置かれた「市町村森林経営管理サポートセンター」や「圏域推進会議」を活用し、自治体と林産業者との橋渡し役として圏域の事業量調整や配分を行うなど、事業実施体制の強化を図ること。

また、令和6年度税制改正により森林環境譲与税の配分割合について人口配分割合と森林が多くを占める町村への配分が一部見直されたものの、更なる市区町村交付基準の見直しを国に要請するとともに、県が受ける森林環境譲与税については、市町村が行う造林事業に対し積極的に助成すること。

2 森林を守るための財政措置について

(1) 山林を守るため、地方交付税制度における基準財政需要額に森林面積に応じた必要額を算入すること。

また、森林整備事業について、十分な財源が確保されるよう、国に対し引き続き働きかけること。

併せて、新たな「林業成長産業化総合対策」の充実について、国に働きかけ

ること。

- (2) 公有林の管理に万全を期するため、林業就業者の確保に対する財政支援を図ること。
- (3) 森林組合の活性化施策及び補助制度の充実を図ること。加えて人材の確保、育成に係る支援体制を整備すること。
- (4) 県が指導を行う民有林・国有林連携共同施業を引き続き推進し、林業を活性化させること。

3 松くい虫・ナラ枯れ等の防除対策について

- (1) 防除効果の高い航空防除、地上散布、樹幹注入事業など、駆除等にかかる財政措置を拡充し、地元負担の軽減を図ること。

また、大衡村に所在する昭和万葉の森において、松くい虫の被害が拡大し、倒木被害も懸念されるので、速やかに伐倒駆除処理及び樹幹注入事業の拡充、強化を図ること。

- (2) 抵抗性アカマツの苗木生産、植栽を推進し、特別名勝松島地域をはじめ各被害地の復旧を図ること。
- (3) ナラ枯れの被害について、一部地域で増加傾向にあることから、継続して伐倒駆除などの対策を図ること。

また、ナラ、ミズナラの苗木生産に取り組み、ナラ林の保全と被害地の復旧対策を早期に図るとともに、民有林への対策にかかる指導、支援を行うこと。

4 木質バイオマス利用の推進について

森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興を図るため、林地の残材等の搬出について、補助率の拡充を行うとともにチップ材購入支援対策を講じるなど、木質バイオマスの利用を促進すること。

また、森林資源の循環利用を促進するため、山林の放射能物質の汚染状況調査及び放射能の除染を含め多面的な対策を継続的に展開するよう国に積極的に働きかけること。

5 J－クレジット制度の促進について

森林による二酸化炭素吸収量をクレジット化する取組は、地球温暖化防止対策の推進や森林整備を社会全体で支える仕組みづくりに有効であることから、引き続き制度の普及・推進を図ること。

また、森林の機能維持を図り温暖化防止を促進するため、「J－クレジット制度」について地域に合わせた「みやぎ版」を創設すること。

20 水産業対策の充実について

漁業就労者の減少や高齢化、また、原油価格の高騰による経費の増大、さらには、国際的な漁業規制の強化や地球温暖化に伴う海水温の上昇など、水産業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 漁場環境の整備について

漁場環境を汚染する廃棄物の除去及び海洋環境浄化再生対策を強化すること。

2 新たな漁獲支援策について

従来の操業では、魚種変動により漁獲が困難になっていることから、漁業経営の安定継続を図るため、新たな漁具等の導入費用の支援策を講じるよう国に働きかけること。

3 海面養殖における新魚種導入支援について

近年の海水温の上昇等により、既存の魚種による養殖業を継続することに懸念がでており、海洋環境の変化に応じた新魚種による養殖業の検討は持続的な漁業という観点等からも重要である。

については、関係者、関係機関の理解や協力はもとより、試験的な取組を進め実現の可能性を模索することが必要であることから、これらの取組を実施する上の制度面や技術的な援助のほか、設備面に対する財政支援等を図るとともに、チャレンジしやすい環境を県として構築すること。

4 磯焼け対策について

磯根資源の維持、回復のため、藻場の実態把握や過剰なウニの積極的活用など、「宮城県藻場ビジョン」を踏まえ、引き続き調査の継続と漁業者に対する支援等総合的な対策を推進すること。

5 燃油高騰対策について

漁船用燃油等の高騰対策の拡充について、国に積極的に働きかけること。
また、県においても効果的な施策を強力に推進すること。

6 密漁の防止対策の促進について

魚介類を根こそぎ捕獲する悪質な潜水器密漁などの防止対策を強力に推進するとともに、漁業協同組合等が実施する密漁監視船などの取り組みに対し財政的支援を行うこと。

7 水産加工業の経営安定化の促進について

加工原料の安定的確保など、水産加工業の経営安定対策の促進を図ること。

8 國際貿易交渉の対応について

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（C P T P P）等に関しては、今後の方針、具体的対策等について、十分な情報の提供と水産物輸入の適正化を国に働きかけること。

9 風評被害の早期解消について

- (1) 水産物等の輸入禁止等を行っている一部の国・地域に対し、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を引き続き求めること。
- (2) 風評被害により生産者や事業者に損害が生じた場合には、対象となる地域、期間等を限定することなく、被害の実態に応じて十分な賠償・補償を迅速に行うことを国及び東京電力に働きかけること。
- (3) 県水産物の消費拡大を図るため「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」や「日本の食品輸出E X P O」といった国内外のマーケットをターゲットにした各種商談会の場を活用する等、県水産物のP R 及び販売促進策を主体的に進めるとともに、学校給食等において県水産物を積極的に活用するなどの地産地消を図ること。
- (4) 放射性物質検査を要する場合には、国において経費を全面的に支援するよう働きかけること。

10 内水面漁業の推進について

- (1) さけ・ます増殖施設の整備・修繕に係る財政支援により事業者の経営安定を図ること。
- (2) 鳴瀬川水系の漁業資源の増殖、保護のため、放流事業及びアユ増殖施設の改修等への支援を図ること。
- (3) カワウの生息域が内陸部に移動し、養魚場の魚や放流されたアユ等が大量に捕食されているので、被害の実態を明らかにするとともに、適正な個体数の管理に向けた調査研究を行うこと。

また、ドローン等を活用した先進事例も踏まえた被害対策を図ること。

11 水産品（地場産品）への支援について

- (1) 水産品（地場産品）は観光資源としても重要であることから水産基本計画（第Ⅲ期）を踏まえ、生産と安定的な供給に向けた支援策を拡充すること。
- (2) 水産品として登録商標されている「みやぎサーモン」や「伊達いわな」を始め、本県において漁獲・生産されている水産品の普及促進を図ること。

12 新規漁業者の育成・確保について

新規漁業者の育成・確保について、研修費用を直接交付する制度が整備されているものの、新規漁業者が安心して漁業に従事できるよう、収入が不安定な新規漁業者本人へ直接支援金を交付するよう支援策を講じること。

13 閉鎖循環式陸上養殖研究棟のさらなる有効活用について

宮城県水産技術総合センター敷地内に建設された閉鎖循環式陸上養殖研究棟では、現在、ギンザケ（サケ類）、伊達いわな、ホシガレイを対象魚種として各種研究に取り組んでいる。

昨今、海洋環境の変化に即した種苗開発や魚類生産の重要性が高まっていることから、新規養殖種の研究や、既存養殖種の高水温耐性種苗の研究など、研究対象について、生産者、漁協、水産関係団体及び沿岸自治体の意向や要望を広く調査するとともに、将来の漁業、水産業を見据えた事業展開となるよう魚種及び研究項目の検討を行うこと。

21 野生鳥獣被害対策の拡充について

野生鳥獣による農作物等への被害は経済的損失にとどまらず、農林業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因となることから、生息数を適正規模に管理することが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 野生鳥獣対策事業の効果的実施について

- (1) イノシシ及びサルなどについては、昨今、市街地への出没情報もあるため、生活環境や通学路の安全確保に向け、山林の下刈り、やぶの解消など、引き続き事業の計画化を図るとともに、鳥獣被害対策として、河川敷や堤防など河川区域の藪の刈り払いや雑木を伐採することで、市街地等への出没の抑制や釣り人等の人身被害を防止できることから、県管理の河川において見通しのいい状態に管理すること。
- (2) 陸上自衛隊王城寺原演習場内など国有地内における有害鳥獣の捕獲や周辺への被害拡大を防止するための対策について、引き続き国へ要請すること。
- (3) イノシシを捕獲しても大部分が活用されていないので、捕獲促進の観点から市場流通に向けた処理施設の整備など、地域の取り組みを一層支援するとともに、県において全頭検査の実施を検討すること。
- (4) 「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、捕獲頭数に応じた交付金の満額交付や整備事業等における資材高騰を加味した上限単価の見直しや事務処理の簡素化を国に求めること。
また、町村による侵入防止柵の設置、購入事業等について、県の支援を拡充すること。
- (5) 「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、令和2年度からイノシシの実施期間は120日に延長されるなど、制度の改善は図られているが、野生鳥獣対策に係る町村の負担軽減を図るため、引き続き十分な予算を確保すること。

2 野生鳥獣対策における担い手の育成について

- (1) 野生鳥獣駆除実施隊の高齢化による担い手の育成を図るため、狩猟免許取得費用の助成等、県独自の財政支援を図ること。
併せて、野生鳥獣駆除者に対する猟銃購入経費、駆除時の出役費への助成、有害鳥獣駆除の技術向上に支援を図ること。
- (2) 近年、大型の野生鳥獣被害が多く、その駆除には、ライフル銃やスラッグ弾が有効で使用機会が増大しており、狩猟免許取得者の技術向上がますます重要なっている。

しかしながら、県央、県南には実射訓練できる施設がないため、福島県や山形県の施設に通って訓練をしている状況である。

については、宮城県クレー射撃場（村田町）にライフル銃・スラッグ弾の実射訓練等が可能な射撃場を早急に整備すること。

3 ツキノワグマおよびシカによる被害対策について

ツキノワグマによる人身被害や農作物への被害が増加しており、出没した場合は捕獲活動を実施する必要があるが、各自治体の鳥獣被害対策実施隊には、クマを駆除するために必要なライフル銃の免許所有者が少数であることから、県内で免許所有者を派遣し、融通できる仕組みを整えること。

また、スギの「皮はぎ」について、新たな被害対策が追加されているが、森林保護の観点から一層の支援策を講じるとともに、シカによる被害が増えているので、引き続き支援策を強化すること。

4 松島湾内の野鳥被害対策について

ウミネコや海鶴等、海鳥による糞害などで松枯れが発生しているので、有害鳥獣対策を強化し松島湾の景観維持を図ること。

22 松島湾リフレッシュ事業の継続的事業化と 早期完成について

震災前には、国の援助を受け県事業として「松島湾リフレッシュ事業」により、ヘドロの浚渫や水路の確保、漁業者による海洋のゴミ拾いなど様々な取り組みを実施し、松島湾の水質改善に努めてきたが、東日本大震災により松島湾の海洋環境は悪化し、海底にヘドロが溜まり、アマモ等の海藻も育たず、海水温の上昇や低酸素化が進み牡蠣が斃死する等、環境の変化が牡蠣の成育に多大なる影響を及ぼしている。

近年においては海水温の記録的高温による斃死等被害や、さらにシロボヤの付着による著しい牡蠣の生育不良が発生するなど、海洋環境の変化が続いているところである。

平成18年度に行われた学識経験者、漁業関係者などで構成する「松島湾リフレッシュ事業評価懇談会」において、湾内の水質浄化に一定の効果が見られたものの、環境悪化や漁場機能の回復・改善には明確な効果が見られないとの事業評価を受けた。

については、牡蠣の生産量も大幅に減少していることから、松島湾内における浚渫、アマモやアカモク等の海藻類増殖事業の実施や松島湾内の水質環境調査を行うこと。

23 広域観光の充実に向けての支援について

本県は、各地域にそれぞれ特徴ある歴史文化や豊かな自然に恵まれた多くの観光資源を擁し、また、近年では本県を舞台とした小説やアニメ、映画等が注目され、「聖地巡礼」などのファンを呼び込む環境が形成されるなど、観光の振興は地域経済の進展と地域づくりに大きい効果が期待されている。

令和6年の県内の観光客入込数はコロナ禍前の令和元年を超え、二年連続で過去最高を記録したものの、圏域別ではいまだ観光客数が回復していない圏域があることや、宮城県を訪れる外国人の訪問率は、1.2%に留まっていることから、観光基盤の拡充を図るよう次の事項について強く要望する。

1 観光事業者に対する原油価格及び物価高騰対策の継続的な支援について

原油価格及び物価高騰は、特に宿泊事業者や運輸事業者等の観光関連事業者に大きな影響を与えている。

国及び各自治体独自の支援制度等は行っているものの、いまだに不安定な経営状況にあることから、観光業を回復軌道に乗せるよう中長期的で抜本的な経営支援や観光支援策を強化すること。

2 登山道の整備の推進について

(1) 蔵王連峰縦走登山コース及びその他登山コースの分岐標識等の老朽化が著しいほか、登山道の一部崩落があるなど危険なことから、登山者の安全確保を図るため、早急な整備を進めること。

(2) 船形連峰の山頂登山小屋や山頂標識は、老朽化が著しく早急な整備が必要となっている。また、冬季は遭難事故が発生していることから、登山者の安全確保を図る必要がある。

そのため、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会で、市町村振興総合補助金を活用し、維持・修繕を検討しているが、同補助金では補助対象外となっているので、補助対象に含めるなどの要綱の改正を図ること。

(3) 登山道でダニやヒルなどの害虫とシカやイノシシなどの害獣について、近年

増加傾向にあり、トレイルを目的とした観光に支障をきたすことから、県内広域での駆除を実施すること。

3 インバウンド及び県内外観光客の受け入れ体制の整備について

- (1) 既存の観光主要拠点に加え、震災からの復興等、新たな観光の拠点が増えていることから、観光看板・交通表示の充実を図ること。

また、インバウンド誘致のために英語、中国語、韓国語（ハングル）等を併記した看板や多言語音声案内を更に増設するとともに、外国人旅行者に向けた宮城県の情報発信を引き続き強化すること。

特に、宮城オルレ各コースの継続的なインバウンド誘客のため、県で統一した多言語標記看板や多言語音声案内を県負担により整備すること。

- (2) 観光関連業種において人手不足が発生し、観光客受入に支障をきたしていることから、観光関連事業者に対する支援を強化すること。

- (3) 「第6期みやぎ観光戦略プラン」など、県全域においてインバウンド受入体制を整えられるよう、地域資源を活用した観光コンテンツの充実や、観光ボランティアなど担い手の育成に係る各種ソフト事業への財政措置を図ること。

また、観光周遊ルート及びプログラム開発、Webページの整備や生活に密接なSNS等による町村の情報発信に対し、県でも発信を行うなど中長期的な事業支援を行うとともに、県内にはインバウンド及び県内外からの観光客が訪れる事から、国道や県道の主要道路の法面等の草刈りを積極的に行い、景観整備を図ること。

- (4) 県営蔵王レストハウスは、登山客や観光客の休憩スペースとして利用されているが、携帯電話などの通信環境が不安定であり、火山活動等の非常時にいち早く避難等の行動がとれないことから、観光拠点としての利便性を向上させるため、Wi-Fi通信施設を整備すること。

- (5) 国内外からの旅行者に滞在型観光をしてもらうよう、グランディ・21の敷地内の未利用地を活用し、リゾートホテル等を誘致するなど、観光客の受入体制の整備を図ること。

- (6) 県民の森や加瀬沼公園について、コテージ等の宿泊施設やカフェ、体験型アクティビティを充実し、県内外から幅広い年代のさらなる誘客を図ること。

また、昭和万葉の森についても体験活動の充実やその歴史について積極的に広報活動を行うとともに、隣接する万葉クリエートパーク等への回遊性拡充も踏まえた誘客措置の拡大を図ること。

- (7) 「馬の背」について、県内外からの観光客が増加していることから、安心して観光できるようトイレ施設を整備すること。

4 サイクルツーリズムの推進について

観光地の移動手段として、各地域ではサイクルツーリズムを推進しており、移動時の事故防止の観点から、県道における自転車専用道路の併設、県内統一した案内看板や路面表示の設置など、インフラ整備を図ること。

併せて、広域連携としての観光資源の魅力化・活性化などを支援し、国内外からの観光客受入体制を整えること。

5 修学（教育）旅行の誘致促進について

(1) 修学（教育）旅行等の受入れに向けて、農林水産業体験、地域資源を活用したツアー、職・工芸に関する体験など教育メニューの造成や周知に努めるとともに、首都圏等での説明会を継続的に開催すること。

(2) 国内で大規模な自然災害が相次いで発生していることから、依然として被災地での「震災・防災学習」の需要が高く、加えて学習指導要領の改訂に伴い、「探究」や「SDGs」をテーマとしたプログラムのニーズも高まっている。

については、教育旅行における多様なニーズに対応できるよう、各地域にある歴史文化や特色ある環境を生かした宮城ならではの教育学習体験プログラムの造成や、既存コンテンツの周知、受け入れ体制の整備を検討すること。

(3) 訪日教育旅行の誘致について、国別にプログラム造成を図るなど、県内の資源の有効利用に向けて、引き続き内容の充実に努めること。

併せて、台湾からの教育旅行の誘致強化に伴い、事前準備等における県の通訳による情報伝達の支援や、海外学校交流支援補助金において学校単位での申請となっているが、町村の教育委員会等の申請にも対応するなど、支援体制の強化を検討すること。

6 学術的資料、歴史的資源の修復、保存対策について

歴史的資源を観光や地域産業の振興に活かすため、地域の特徴ある史跡や文化財の修復、保存対策等に係る体制の拡充及び支援措置を今後も継続すること。

また、歴史的建造物の価値を高め県の魅力向上を図るため、町村指定文化財及び未指定でも文化的価値が高く評価される文化財の修復に関し、必要な財政措置を講じること。

7 鳥の海湾内の環境整備について

鳥の海湾内の環境整備については、震災後、平成26年から平成27年にかけて災害復旧工事により大きな瓦礫は取り除かれたものの、湾内的一部では瓦礫の残骸や土砂の堆積物により水深が浅い箇所があり、観光交流と生涯学習施設でのカヌー体験等のマリンスポーツの運航のほか、潮干狩りの復活や水産業（種ガキ養殖）の拡充の取り組みを進めるうえで支障をきたしている。

地元漁業者からの要望も強く、瓦礫の撤去及び汚泥や牡蠣殻等の浚渫作業により観光体験型施設の安全確保や今後の水産業の新たな取組の拡充のため、早急な環境整備を行うこと。

8 モータースポーツ推進に伴う財政支援について

利府町では新たなスポーツの町の発信として令和3年より公道ラリーを実施しており、村田町では、東北で唯一の国際レーシングコースを有するスポーツランドSUGOを観光拠点の一つと位置付けており、モータースポーツへの理解と関心を高め、車で遊ぶ楽しさなどを伝えている。

県としても自動車関連産業や高度電子機械産業の集積に力を入れて取り組みを進めていることから、自動車産業と観光を一体的に捉え、モータースポーツを通じた観光振興や地域交流などに対し支援を行うこと。

さらに、公道ラリーにおける県有施設の使用及び減免や市町村間のコース設定に係る調整など、広域連携による中長期的な運営に対する支援及び財政措置を行うこと。

24 仙台北部中核都市建設の促進について

県は、仙台北部中核工業団地群に一層の企業集積を目指し、自動車関連産業や高度電子機械産業の集積に力を入れて取り組みを進めている。

これにより裾野の広い自動車産業の集積が期待されることから、関連企業のさらなる誘致促進及び恒久的な渋滞緩和を図るため、工場適地の拡大を促進するとともに、第一仙台北部中核工業団地及び第二仙台北部中核工業団地、大和インター地区、吉岡南第二地区等の道路環境を含む関連公共事業の整備促進を図ること。

また、国道4号線が企業集積により通勤時に渋滞していること、大衡村松の平3丁目地区30haの分譲も開始され更なる渋滞も懸念されることから、県道大衡仙台線の早期整備を図ること。

25 企業誘致と新産業創出の促進について

県土の均衡ある発展を果たすため、県全域における企業誘致と新たな産業の創出に向けて、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 企業誘致の全県的展開等について

第二仙台北部中核工業団地を中心とした仙台圏のほか、県北・県南地域においても企業誘致と新たな産業の創出が望まれている。

については、設計・計画段階における開発行為や用地造成への支援、土地区画整理事業等の実施者に対する助成、各種手続の迅速化等を含めた、企業誘致の取り組みを進め、全県的に展開される支援を行うこと。

また、次世代放射光施設（ナノテラス）について積極的にPR活動を行い、関連企業の誘致を図るとともに、県内企業の利活用を進めること。

2 過疎地域への新規立地等について

過疎地域への新規立地や設備投資等について、税負担の軽減や補助制度の新設及び拡充を図ること。

3 工業用水及び産業団地の整備について

(1) 松島町や利府町では企業誘致を図るため、新たな工業団地の整備を進めているが、企業に必要な工業用水の確保が課題となっている。

については、現在整備が進められている産業集積地等の給水区域を拡張するなど工業用水供給網整備の推進を図ること。

また、工業用水供給網が整備されていない仙南地域や県北の一部地域の工業団地においては、新たな水源の確保や既存の水源の再配分など、前例にとらわれない広範囲で詳細な検討を行い、工業用水供給について整備や支援を行うこと。

(2) 宜理町では令和8年11月から宜理インター産業団地の整備を予定しているが、産業団地の造成に盛土材が相当量必要となり、事業費が増加することから、造

成事業費の圧縮が課題となっている。

については、県や市町村の公共事業で発生した残土を他市町村の公共事業で有効に活用できれば、事業費の圧縮が期待できることから、県においてこのような制度について検討すること。

26 中小企業の支援について

富県宮城の実現に向け、県内中小企業の果たす役割は大きく、それに対する県の支援体制も極めて重要である。

自動車産業や高度電子産業の集積が進展する中、中小企業が新規参入や事業拡大を図るためには、人材の確保と育成、高度技術の習得などの政策とあわせ、最新鋭機械の導入など新たな設備投資が欠かせない。

海外からの原材料や燃料価格の高騰、物価高による消費行動の抑制が続くなか、中小企業のほとんどが厳しい経営を余儀なくされていることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 経営支援施策の積極的な推進について

中小企業のニーズを踏まえた人材確保策の更なる強化、設備導入に係る「富県宮城資金」などの金融支援を拡充すること。

また、物価高騰や原油価格の高騰、更には円安の影響により、中小企業は引き続き厳しい経営環境に置かれていることから、中小企業に対する補助制度の継続・拡充等を図るとともに、「危機関連対策資金」、「セーフティネット資金」、「災害復旧対策資金」など、必要な経営支援施策を積極的に推進すること。

さらに、県、市町村、金融機関が連携した中小企業のPR体制の強化を図ること。

2 雇用に対する支援について

事業者の経営悪化による内定取消しや非正規労働者の解雇、雇い止め等を防ぐため、休業補償制度の充実、雇用関係助成金の継続・拡充等を図ること。

3 設備投資等に対する支援について

中小企業等の生産性向上を図るため、作業の機械化やオートメーション化に対する設備投資に係る助成措置を拡充するとともに、導入に向けた支援措置を講じること。

27 高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）について

高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）は、執行方針により、「会員数100人以上かつ年間就業延人員数5,000人日以上が見込めるところ」と定められているが、人口が少ない町村では、この数値をクリアすることが難しい状況である。

また、定年延長や年金支給年齢の引き上げ等による社会状況の変化により会員確保が困難になっている。

については、補助金交付要件を全自治体一律のものにするのではなく、各町村における高齢者人口等を加味したものにし、シルバー人材センターの事業が円滑に運営できるよう国に働きかけること。

28 消費者行政の強化について

情報化社会の進展により、様々な情報に触れる機会が大幅に増加したが、同時に消費者がインターネット販売等のトラブルに巻き込まれる被害も増加している。

また、高齢者を狙った悪質なオレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺が多発しており、早急な対応が望まれる。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 新たな手口の悪質商法、オレオレ詐欺等への対応について

インターネット販売や災害に便乗した新たな手口の悪質商法、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、意図しない定期購入やサブスクリプション契約等へ対応するための相談体制の強化と啓発及び消費者教育の拡充を図るため、「市町村消費者行政強化事業及び推進事業補助金」を拡充するなど財政支援を継続すること。

2 相談員の教育訓練の充実について

相談業務等を担う人材の教育訓練を充実させるため、国民生活センターが開催する研修会・講座を県内において実施するとともに、相談員のスキルアップのため、市町村の相談業務への助言や研修等、引き続き相談体制の充実のための支援に取り組むこと。

3 相談員の人材確保について

相談員の人材が確実に確保できるよう、県においても人材確保に対する財政支援を講じるとともに、市町村への支援強化を図ること。

29 再生可能エネルギーの促進について

自給エネルギーの確保や脱炭素社会の実現等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大は重要な課題となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 電源立地地域対策交付金の対象電源の拡大について

再生可能エネルギー発電事業を推進するためには、地域住民の理解が必要不可欠である。

については、地域住民の理解向上のため、現在電源立地地域対策交付金の対象となっていない再生可能エネルギー電源を加えるよう国に働きかけること。

2 再生可能エネルギー発電事業に係る手続きの適正な推進について

再生可能エネルギー発電の導入にあたっては、適切な手続きのもと、地域と共生した事業として推進していく必要があるため、次の事項について必要な措置を講じること。

(1) 令和6年4月の改正再生エネ特措法施行により、事業の認定申請にあたっては、周辺地域住民に対する説明会の開催が義務づけられ、説明会概要報告書等を添付することとなったため、厳格な審査を行うとともに、必要に応じて適切な指導を行うよう国に働きかけること。

(2) 再エネ特措法の改正や市場価格の影響により、今後FIT・FIP制度を活用しない事業者の増加が懸念される。

については、FIT・FIP制度を活用しない事業者について、県で情報を把握し速やかに情報提供できる体制を構築するとともに、周辺地域住民に対する説明会実施を義務化するよう国に働きかけること。

(3) 発電規模1,000kW以上の大規模再生可能エネルギー事業（メガソーラー）については、環境破壊や景観への影響、災害リスク等が懸念されるため、周辺地域住民に対する説明会に加え、立地自治体の同意を認定要件とするよう国に働きかけること。

(4) 風力発電施設の設置について、令和6年4月施行の再生可能エネルギー地域共生促進税条例による地域共生の取り組みや環境影響評価による適切な事業実施手続きを徹底して行うこと。

また、環境への影響が大きい区域や災害リスクの高い地域への風力発電施設設置については、環境影響評価等の手続きによる確認だけでは十分ではないため、設置規制区域を設定するなど、県条例による規制が必要であることから、風力発電施設の設置に関する条例を制定すること。

3 再生可能エネルギーの啓発活動の実施について

再生可能エネルギーの啓発活動のため、次の事項について情報発信を行うこと。

(1) 国民一人一人が、地球温暖化による気候変動問題、海外の化石燃料に依存している日本のエネルギー事情及び再生可能エネルギーの必要性について十分な理解が深められるよう、積極的かつ分かりやすい広報・周知・啓発活動を行うよう国に対し働きかけるとともに、県においても積極的な啓発活動等を実施すること。

(2) 太陽光発電施設等では、不適切な施設管理により、周辺の環境悪化や営農に支障をきたす事例も発生していることから、再生可能エネルギーの普及促進にあたっては、経済的利益と環境保全の均衡が図られ、地域と共生できる施設整備となるよう、事業者に対する啓発活動を実施すること。

4 脱炭素社会の促進について

脱炭素社会実現のために、次の事項について積極的な支援を行うこと。

(1) 自治体における脱炭素戦略や地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく事業実施への財政支援の更なる充実・強化を図ること。

(2) 燃料電池自動車の普及のため、県内への水素ステーションの設置をより一層促進すること。

(3) 電気自動車などのクリーンエネルギー自動車を普及促進させるため、電気自動車及び、燃料電池自動車に対する補助制度の更なる充実・強化を図ること。

(4) 再生可能エネルギー由来の水素製造技術の開発を促進すること。

30 地域新電力の推進について

電力を通した再生可能エネルギーの地産地消、循環型社会の構築及び地域活性化など、国が掲げる脱炭素の推進において、自治体が関わる地域新電力は重要な役割を担うことが期待される。

については、次の事項について積極的に国に働きかけること。

1 電力価格抑制への支援について

近年の電力コストの高騰は、自治体の運営、民間の企業活動、住民の生活に大きな支障をきたしていることから、電力価格を抑制させるため、小売電気事業者や需要家を対象とした支援策を継続するなど対策を講じるよう国に働きかけること。

2 再生可能エネルギー開発の支援について

地域への電力の供給力の強化を図るためには、地域新電力会社等が再生可能エネルギーを中心とした分散型電源を積極的に開発していくことが有効である。

また、再生可能エネルギー発電設備や大型蓄電池を使った地域でのエネルギーマネジメントは、電力コストの安定化、出力抑制の回避による再生可能エネルギーの有効利用に資すると考えられるので、地域新電力事業者を対象とした再生可能エネルギー開発への支援や大型蓄電池の導入支援の優遇措置について国に働きかけること。

3 F I T（固定価格買取制度）の電力価格について

地域新電力事業者がF I Tの電力を調達する場合は、電力市場価格と同額での調達となっておりエネルギーの地産地消を実現する妨げになっている。

については、地域内で発電された電力を同一地域へ供給する場合は、仕入れ価格の固定化や上限設定など、新たな価格設定を講じるよう国に働きかけること。

31 廃棄物処理対策への支援について

廃棄物の増加と多様化により、その処理に関わる問題が一層難しくなっている。処理施設の建設に伴う反対運動や不法投棄等、解決に至らない問題も多く、環境の汚染が懸念されている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 産業廃棄物処理事業者の排出する処理困難物への対策について

事業者が認識不足により、産業廃棄物を一般廃棄物として排出する事例があることから、適切な廃棄物処理が実施されるよう、廃棄物の収集運搬、保管、中間処理及び最終処分までの監視指導体制を強化し、不正処理の防止策の充実を図り、処理困難物の処理費用について財政的支援を講じること。

また、不正処理の事実が発覚した場合には、速やかに関係自治体に連絡し、その後の経過処置についても報告すること。

2 不法投棄対策の支援について

- (1) 町村が行う不法投棄物の処分費用について、悪質な不法投棄があった場合、大きな財政負担となることから県単独の補助制度を創設し、財政支援を講じること。
- (2) 県で実施している不法投棄監視カメラの設置について、町村から設置要請のあった不法投棄常習地点に対して十分な台数が確保されておらず、監視が必要な地点をカバーできていないことから、監視カメラの台数を増やし、不法投棄の監視体制の拡充を図ること。
- (3) 県として不法投棄の取締や広報活動を更に強化し、身近な不法投棄対策としてポイ捨てに対する啓発を行うなど、県民のモラル向上に取り組むこと。

3 次世代の廃棄物処理に対する支援について

町村が処理責任を負う一般廃棄物には、草や枝木等、自然由来の廃棄物が多く存在しているが、従来の処理方式に捉われず、堆肥化や減容化、バイオマスごみ

袋の促進等、資源の循環や環境負荷の低減を推進する必要があることから、県として次世代の廃棄物処理を推進し、財政支援を講じること。

4 産業廃棄物処理施設の設置手続きの厳格化について

大和町鶴巣地区では、現在、宮城県環境事業公社において、新しい産業廃棄物最終処分場の整備が進められている。

そのため、地理的条件により、新たな産業廃棄物処理施設が建設されやすい環境にあることから、地域住民は今後も産業廃棄物処理施設が建設されることで、交通渋滞、土壌汚染や風評被害など生活環境が悪化すると懸念している。

については、産業廃棄物処理施設の設置許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づき都道府県知事が許可しているが、施設の周辺住民の同意を必須条件とするほか、同一地域に産業廃棄物処理施設が集中しないよう防止する基準についても定めるよう国に強く働きかけること。

また、同地区に稼働していない旧中間焼却処理施設が放置されたままになっているので、当該施設の設置を許可した県において所有者に対して撤去を求めるよう適切な措置を行うこと。

32 国民健康保険の安定的運営について

平成30年4月より国保の都道府県単位化が実施されているが、県は財政運営の責任主体として更なるリーダーシップを発揮し、市町村国保財政の安定的運営を確実に図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 国保総合システムの次期更改等について

国保総合システムの次期更改（支払基金との審査領域の共同開発・共同利用に係るシステム改修）や運用に伴う費用に関して、町村や被保険者に追加的な財政負担が生じないよう、引き続き国の責任において財政措置を講じるよう働きかけすること。

2 市町村国保財政に対する影響緩和対策について

第3期宮城県国民健康保険運営方針における、将来的な県内同一の保険税水準統一化の実施については、令和12年度からの完全統一を目指とし、遅くとも令和15年度までの実現を目指すこととしているので、国民健康保険の安定的な財政運営、国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営を図るため、被保険者に甚大な影響を与えることがないよう市町村と十分な協議を行うこと。

3 国民健康保険税の収入確保対策について

宮城県地方税滞納整理機構の令和6年度以降の運営についても、5年間の継続が決定しているところであるが、国民健康保険税の滞納解消を図るため、地方税滞納整理機構による一層の滞納事案の移管条件の緩和を行うこと。

4 国民健康保険均等割減額措置の拡充について

令和8年度より開始される子ども・子育て支援納付金課税額のうち、各自治体が条例で定めることにより、18歳に達した年度末までこどもに係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額の減額措置が導入できることとなつたが、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、子ども子育て支援金課税額の被保険者均等

割額に限らず、全ての均等割額について、同年齢の範囲で、全額国で負担するよう働きかけること。

5 障害者医療費助成制度の現物給付化の推進について

障害者医療費助成について、償還払いであることから町村では膨大な事務負担が発生しており、事務の効率化と福祉サービスの質の向上が喫緊の課題である。

課題解決には現物給付化が有効な手段であるものの、町村単独で実施するには各機関との調整に困難が伴うことから、県主導により制度構築を行うこと。

また、国民健康保険への国庫補助減額措置を廃止するよう国に働きかけること。

33 地域の保健医療について

高齢化の進展による高齢者医療の需要増加や疾病構造の変化に加え、医療機関の減少もあり、地域の保健医療に対するニーズや期待は更に大きくなっている。

また、各自治体では関係施設の改善や、受入体制の充実が求められていることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 自治体病院の医師等確保対策及び持続的運営について

- (1) 都市部に医師及び看護師が集中している状況の解消を関係機関に継続して働きかけるとともに、自治体病院における医師及び看護師確保対策について、なお一層の推進を図ること。

特に、宮城県ドクターバンク事業や自治医科大学卒業医師の継続した配置を行ふとともに、東北医科大学卒業医師の確実な県内定着を図ること。

- (2) 常勤医の確保が難しい診療科については、東北大学等から医師の派遣を受けて対応しているが、医師数や派遣時間数が年々縮小されていることから、地域住民のニーズや地域医療の更なる充実を図るため、非常勤医師の継続派遣について関係機関に働きかけること。

- (3) 独立行政法人国立病院機構・宮城病院は、亘理郡で唯一、周産期医療を除く複数診療科と病床を備えた重要な医療機関であり、地域医療を中心的に支えていくための重要な拠点である。

しかし、整形外科、形成外科、小児科及び皮膚科の診療は、県立がんセンター、仙台医療センター及び東北大学からの医師派遣を受けていなければ外来の診療を行うことが困難である。

については、地域住民のニーズに応え、地域医療及び救急医療の確保・充実を図るため、外来の診療科の充実並びに常勤医師の確保等の支援について関係機関に働きかけること。

- (4) 自治体病院は、民間医療機関では採算性が難しい医療を担い、地域住民の生命と健康を守り続けているが、人件費、医療材料費・食材費、光熱費等の価格高騰により、自治体病院の経営努力のみでは対応することが困難な状況にある。

については、自治体病院の持続的な運営と地域医療の確保のため、診療報酬改定の大幅な引き上げや地方交付税措置の大幅な増額、国庫補助金や交付金等による緊急的な財政支援を国に働きかけること。

2 救急医療の対策について

(1) 全県的に二次救急医療の受入れ病院が不足しているため、広域的な受診者が増加し、救急搬送に時間がかかるなど、問題が発生している。

また、医療圏の統合に伴い、医療格差の拡大や医療従事者の偏在が危惧されたり、二次救急医療機関の受入体制の改善・向上が大きな課題となっている。

については、医療圏のあり方も含め、県の関わりを更に強め、医療従事者の確保、救急医療に対する財政支援の強化、救急医療施設や医療機器等の整備に対する支援の仕組みを構築すること。

(2) 24時間救急医療受入体制維持・充実強化のための財政支援及び応援医師の確保等の対策を図ること。

(3) 二次・三次救急医療機関の機能と役割について、県民に広く周知するための積極的な啓発活動に努めること。

(4) 小児救急医療体制は昼夜を問わず一次・二次救急ともに不足している状況にあることから、一次医療圏内において小児救急に対応できるよう、医師確保等小児医療の充実を図ること。

(5) 三次救急医療を担っている全ての自治体病院について、地域医療及び救急対応機能の低下をきたすことがないよう、継続的な助成を行うこと。

(6) 県内の夜間初期急患センターは、救急医療や3次医療のセーフティネットとしての機能を有しており、地域医療計画でもその重要性が示されていることから、今後も継続して役割を果たしていくため、運営補助制度等の整備を図るとともに、医師及び看護師確保に対する支援を行うこと。

3 予防接種への助成について

(1) 定期予防接種経費への地方交付税はA類疾病で9割措置、B類疾病で3割措置となっているが、定期予防接種対象疾病の拡充に伴い、町村で負担している接種経費が大きな負担となっている。特に令和6年度から新型コロナウイルス

感染症のワクチン接種が、令和7年度から帯状疱疹ワクチンがB類疾病として定期予防接種に位置付けられたことで、財政負担が更に増大している。

については、定期予防接種の経費を10割負担とするよう、国に働きかけること。

- (2) 任意予防接種であるおたふくかぜワクチンやインフルエンザワクチン等については、一部市町村において公費負担で助成を実施しているが、近年、様々な感染症が流行していることを踏まえ、接種経費について財政支援を講じること。
- (3) 国が進める予防接種事務デジタル化について、システムの改修及び運用経費が町村の過度な負担とならないよう、財源の確保について国に強く働きかけることとともに、県においても補助制度を創設すること。

また、予防接種事務デジタル化については、国より自治体から地域医師会に対して説明するよう求められているが、国の意図を正確に伝達するため、国または県から説明を行うこと。

4 妊婦健康診査支援等について

妊婦健康診査の公費助成については、14回分まで普通交付税措置となっているが、妊婦によっては14回を超える自費負担となる事例が発生している。

また、妊婦健康診査の助成単価は一律に決まっているが、医療機関によって検査料金にばらつきがあり、助成券を使用しても自己負担が発生する場合があるため、自己負担なく健康診査が受けられるよう財政支援について国に働きかけること。

5 がん検診について

- (1) 新たなステージに入ったがん検診の総合的支援に対する財政支援の強化及び自己負担分の軽減策を講じるよう、国に対して強く働きかけること。
- (2) 婦人科系のがん検診への支援を充実させるとともに、助成措置を継続して実施するよう国に働きかけること。
- (3) 胃がん検診における胃内視鏡検査の実施については、小規模市町村単独での二重読影のための委員会設置は難しいことから、広域的な実施体制の整備を県が主導となって行うこと。

6 アピアランスケア助成について

病気やけがなどに起因する身体の外見変化は、患者、特に女性にとって大きな苦痛であり、治療や療養生活、社会復帰への障害となっている。

については、医療用ウィッグ購入等の助成制度について、多くの患者を対象とするよう所得制限を撤廃し、更なる制度の拡充を図るとともに、外見変化により心的苦痛を抱える患者に対し、市町村と協同して支援を行うこと。

7 生み育てる医療・保健環境の整備について

(1) 少子化に伴い、地域によっては周産期医療を担う医療機関が減少し、安心して妊娠・出産ができない状況にある。

また、小児医療については、発達障害の診断のために受診したくとも、小児発達を診てくれる医療機関が地域に少なく、予約を数か月以上待たなければならぬ。

については、医師の確保に向けた県の産科医・小児科医ウェルカム奨励金の交付等の対策を継続し、地域で安心して出産できる環境を維持するとともに、周産期医療の安定的な提供体制の確立に対する支援を講じること。

また、小児科健診や小児救急についても、受診体制を整備し、小児科医療の充実を図ること。

(2) 町村が子育て支援の一環として実施する、「宮城県少子化対策支援市町村交付金」を活用した低年齢で発現する発達障害を早期に発見するための支援事業について、町村が実情に応じた少子化対策を実施できるよう、十分な予算額を確保し、支援事業の実績に応じた交付を受けられるようにすること。

また、対象事業の拡大や交付対象経費の弾力化を図ること。

8 へき地における医療従事者（薬剤師）の確保対策について

へき地における保健医療が安定的に提供できる体制を図るため、薬剤師の地域偏在を解消すること。

また、医療従事者の確保対策における財政支援制度を創設するよう、国に働きかけるとともに、県においても財政支援を講じること。

9 回復期病床の確保について

2040年問題に向けて、今後の病床数については、回復期病床の需要がさらに増加することが見込まれるため、地域の実情に応じた回復期病床の確保を国に働きかけるとともに、県においても医療機関に対し、回復期病床の整備の促進に向けた財政支援を講じること。

10 保健師の市町村格差の解消について

看護学生修学資金貸付事業については、県内の民間立看護師等学校及び養成所に在学する者のみを対象としており、保健師養成課程の大学在学者については貸付の対象外となっているため、町村への保健師の入職が減少し、人材確保が困難な状況となっている。

については、看護学生修学資金貸付事業の貸付対象に県内市町村への入職を条件とした保健師学生の奨学金制度を再開するなど人材確保の取り組みと新任保健師の定着を目的とした人材育成を行い、都市部と市町村間での保健師の人員格差を解消すること。

11 障がい者への歯科医療提供体制について

県内では障がい者・障がい児の受診または往診可能な歯科医療機関が不足している。県として、障がい者・障がい児に対する医療圏単位での歯科医療提供体制の整備を推進し、人材育成、多職種連携、大学病院等と連携した技術的なバックアップ体制の構築等、歯科医療の充実を図ること。

また、障がい者・障がい児の歯科受療の充足状況の情報把握・提供を行うとともに、県の主導により、歯科医師会と市町村との協議の場を設けるなど、地域医療対策を講じること。

34 社会福祉対策について

生活上の困難や障害がある方が、安心して充実した生活を送れるよう、社会基盤を整備し、福祉の推進に努める必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域生活支援事業への支援について

地域生活支援事業費等補助金における地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業については、負担割合に応じた国庫補助額が確保されているところであるが、地域生活支援事業費等補助金に含まれるその他の事業については、負担割合通りの補助額の確保が実施されていない状況にある。

については、その他の事業についても負担割合通りの予算額を確保するよう、国に働きかけること。

2 障害者福祉施設に係る「親亡き後」に対応した施策について

(1) 社会的な問題である「親亡き後」に対応した施策は緊要の課題であり、早急に対策を講じる必要があることから、地域生活拠点の整備に際しては、セーフティネットとしての役割を持つ「船形の郷」に緊急時の受入体制を確保すること。

(2) グループホーム建設に際しては、多額の建設費がかかるため、社会福祉施設等整備補助事業の補助基準額の引上げを国に働きかけること。

また、補助要件を満たす事業であっても、国において必要な予算額が確保されていないため、補助が採択されない状況にあることから、国に必要な予算額を確保するよう働きかけること。

3 介護人材の確保について

(1) 介護事業所の安定的な運営は、地域支援事業や地域包括ケアの推進を図る上で重要であるが、全国的に介護職員が不足しており、介護人材の確保が急務となっている。

については、市町村が実施する介護人材確保対策事業に対し様々な角度からの支援を継続するとともに、県が実施している介護人材確保支援事業や介護福祉士等修学資金貸付事業などの人材確保対策の継続・強化を図ること。

また、介護職員の処遇改善・若手職員の定着率向上など、人材確保対策の充実について引き続き国に対して強く働きかけること。

- (2) 悪質な介護スタッフ人材紹介会社による高額な手数料設定や過度の斡旋などが、介護事業所の負担となることが無いよう、「介護分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」の遵守を推進し、周知徹底を図ること。

4 障害者福祉サービス事業所が事業所指定取消となった場合の給付費返還に係る財政支援等について

障害福祉サービス事業所が不正行為等により事業所指定取消となった場合、関係町村は、給付費の全額を国及び県に一括返還することになっているが、不正受給を行った事業者が倒産等により返還に応じられない場合、市町村の全額負担となり、財政的負担が大きいことから、市町村のみの負担とならないための制度改革を国に対し要望すること。

併せて、国庫等負担金返還事務の簡素化について、国へ改善を働きかけること。

5 物価高騰等による福祉施設への支援について

原油価格・物価高騰の影響により、保育施設、高齢者施設、障害者施設等における利用者受け入れの対応や施設の光熱水費及び食材料費等の経費負担が増加している。

増加した経費を利用者負担とすることは困難であるため、施設の継続的な安定運営ができるよう、事業者に対する財政支援について国に働きかけること。

6 同行援護事業所及び行動援護事業所の拡充について

視覚障害者に対して外出活動を支援する同行援護サービス及び知的障害者に対して外出活動を支援する行動援護サービスについては、事業所やスタッフの不足により、利用者がサービス提供を受けられないなど問題が生じていることから、事業所及びスタッフを増加させる施策を講じること。

7 障害者の移動支援について

地域生活支援事業で実施されている障害者の通勤・通学に関する移動支援については、障害者の社会参加の促進や地域での自立を支える上で重要であることから、支援の範囲拡大を図るとともに、個別給付の対象に含めるよう国に働きかけること。

8 居住地特例の対象外となる施設の取扱いについて

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で定められる居住地特例対象施設については、障害者支援施設等が対象となっている。

しかし、障害者支援施設等の指定基準に満たない施設を有する町村については、施設入所者全員の給付主体となっているため、町村財政を圧迫しているのが現状である。

については、居住地特例対象施設の中に「入居サービスを行う住居」を加え、町村財政の負担を解消するよう国に働きかけること。

9 生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例の原則的な実施について

生活保護受給者に係る介護保険料の納付方法については、生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例により、保護の実施機関が代理納付ができるが、被保護世帯の収入状況等により、生活扶助が支給されない場合などは代理納付することが困難となり介護保険料の滞納が解消されない状況がある。

については、65歳以上の普通徴収に該当する生活保護受給者に対し、生活保護法第37条の2で規定している方法が円滑に進むよう、滞納者の情報共有を密にし、介護保険料の滞納を解消すべく連携を図ること。

また、未納者への納付義務に関する生活指導を連携して行うこと。

10 身体障害者補助犬飼育管理費等の助成について

盲導犬、介助犬及び聴導犬など「身体障害者補助犬」を使用する身体障害者については、身体障害者補助犬法において身体障害者補助犬の行動を適切に管理することが定められており、身体障害者補助犬の行動管理、飼育管理及び健康管理にかかる費用が身体障害者の経済的負担となっている。

については、経済的負担を解消するため、身体障害者補助犬の飼育管理費用等の助成制度を新たに創設するよう、国に働きかけること。

また、県においても地域生活支援促進事業に加えるなど、新たな助成制度の創設を検討すること。

11 民生委員・児童委員の負担解消について

地域活動の担い手として、民生委員・児童委員の役割は重要であるが、近年は委員のなり手不足により、各委員の受け持つ相談件数は増加する傾向にあり、民生委員・児童委員の精神的かつ経済的負担も増大している。民生委員・児童委員の人材を確保する環境はより深刻化しており、制度の存続が危ぶまれる。

については、民生委員・児童委員の処遇改善など担い手不足の解消に向けた抜本的な制度改正について速やかに対応するよう、国に強く働きかけること。

また、地域の実情に応じて、75歳以上であっても民生委員・児童委員として任用できるよう、年齢要件を弾力的に運用すること。

12 障がいを抱えた児童の一時保護所について

障がいを抱えた児童が虐待を受けた際、児童相談所が一時保護の判断をしても、既存の一時保護所では対応できない事例があったことから、今後、県において、安定した一時保護ができる環境の整備を図ること。

13 発達障がい児の療育支援事業に対する補助金交付事業の創設について

発達障がい児に関する療育支援の開始時期が対象児童の発達に大きな影響を及ぼすことから、保護者へ療育支援の重要性の理解を求め、その不安に寄り添ったきめ細やかな支援が必要不可欠であるが、現在の国の補助のみでは町村財政への大きな負担となっており、手厚い支援を講じることができない状況にある。

については、手厚く質の高い支援を実施していくため、国の支援に併せ、県においても事業実施補助金を創設すること。

14 通所介護事業所の大規模修繕に対する財政支援について

通所介護事業所は高齢者にとって重要な生活支援の場であり、その役割はます

ます大きなものとなっているが、設立から年数を経て老朽化した施設も多く、設備の改修や修繕が必要な状況となっている。

については、事業者が快適で安全なサービス提供を行うことができるよう、通所介護事業所の大規模修繕や改修に対する新たな支援制度を構築すること。

35 子育て支援対策の充実強化について

急速な少子化が進行する中、誰もが安心して子どもを生み育てられる環境づくりは重要な政策課題である。

特に、子育て世帯への経済的負担の増加や、少子化の進行を加速させる要因が増加しており、子育て世帯に対する一層の支援充実・強化を図ることが必要不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充について

- (1) 県の通院における助成対象は3歳未満から義務教育就学前までに拡大されたが、県内の全市町村が助成対象を18歳までの入院・通院へ拡大し、所得制限も廃止していることから、子ども医療費助成制度の更なる拡充を図ること。
- (2) 社会保障制度の一環として、国において新たな子ども医療費助成制度を創設し、必要な財政措置を講じるよう積極的に国に働きかけること。
- (3) 母子父子家庭医療費は、自治体によって助成対象金額や助成方法等の制度が異なっており、子育て世帯にとって分かりづらい制度となっており、更に、子ども医療費のように現物給付導入には至っておらず、助成申請書を各市町村で受け取り処理している状況のため、事務処理の負担が大きい。

については、母子父子家庭医療費助成制度を全国一律の制度設計にするとともに、現物給付導入を国に働きかけること。

- (4) 子ども医療費助成に係る国民健康保険の保険者努力支援制度について、子育て世帯の負担軽減のため、被保険者の一部負担金を徴取した場合に評価点数が付点される評価指標を廃止するよう国に働きかけること。

2 保育サービスの充実について

- (1) 認定こども園化については、町村の意向に沿った4類型への移行が円滑に進むよう、県において継続して支援を実施すること。

また、物価高騰等に伴い認定こども園の事業費が増加した場合は、臨時的な

財政支援措置を行うとともに、公立認定こども園及び保育施設から認定こども園に移行する施設の施設整備費の補助対象経費に保育部分を加えるよう国に働きかけること。

- (2) 障害児保育の対象にならない支援の必要な児童が増加していることから、常時保育職員の配置が必要になっている現状にある。

については、全ての児童が安心して保育を受けられるよう、保育士加配における財政的支援措置を拡充するよう国に働きかけること。

- (3) 県においては保育士人材バンクを開設し、保育士不足の解消に努めているが、人材バンクの登録者は都市部に集中しており、郡部を希望する保育士の登録はほとんどない状況にある。

については、保育士が不足している自治体への求職者の斡旋状況、求職者が求める条件を自治体に提供するなど、保育士人材バンクとハローワークとが連携を図り、県全体での保育士充足に取り組むこと。

また、県内の保育士養成学校等の卒業生については首都圏への流出が懸念されていることから、県がリーダーシップをとり、学校等との情報連携を強化するとともに、保育士の県内就職率を向上させるための施策を継続して実施すること。

- (4) 市町村では、「子ども・子育て支援法」に基づき、担い手となる職員の資質向上及び人材確保のための研修会を実施する必要があるが、市町村で講師の選定から研修の実施まで行うのは物理的に困難であり、また、規模の小さな事業者等は施設を空けて受講することができない状況である。

については、下記の研修・事業について県の主催で継続して実施し、特に放課後児童支援員資格については、有資格者の配置人数が基準に定められていることから、申込者がもれなく受講できるよう、研修回数を増やして実施すること。

- ① 保育の質向上のための研修事業
- ② 新規事業者の確保・就業継続支援事業
- ③ 家庭的保育者等研修事業
- ④ 居宅訪問型保育研修事業
- ⑤ 病児・病後児保育研修事業
- ⑥ 放課後児童支援員等研修事業

- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業
- ⑧ 地域子ども・子育て支援事業の「利用者支援事業」研修

3 ワーク・ライフ・バランスの促進について

少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口減少が日本全体の大きな課題となる中で、長時間労働は非婚や介護離職、不妊治療による退職を招く一因となっている。労働者の多様化するライフスタイルに合った働き方が選択できる社会の実現が重要であり、男女共同参画社会実現の観点からも、国が主導でワーク・ライフ・バランス施策を強化していくことが求められている。

については、事業主が仕事と家庭の両立支援に取り組めるよう、両立支援等助成金について、助成額の拡充を行うとともに、制度の更なる周知に努めるよう国に働きかけること。

また、県においても、更に男女共同参画を推進し、仕事と育児の両立ができる職場環境づくりを促進させるため、みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度の制度拡充を図ること。

4 幼児教育・保育無償化における公定価格について

(1) 幼児教育・保育無償化における副食費については、利用者の実費負担としているが、低所得者の副食費免除の補てん分は、公定価格の給付において加算されており、令和7年度より4,800円から4,900円に増額されている。

しかし、副食費の公定価格と実質要する経費には、依然として今般の物価高騰による乖離があることから、実態に即した公定価格の設定を行うよう、国に働きかけること。

また、給食費を無償としている自治体もあることから、地域格差が生じている現状を踏まえ、給食費も無償とするよう国に働きかけること。

(2) 公定価格の冷暖房費については、地域区分により自治体間の地域差が生じており、物価高騰により実際の経費との乖離が大きくなっているため、実態に応じた公定価格を設定するよう国に働きかけること。

5 食育推進について

県では、「宮城県食育推進プラン」を策定し、市町村や関係機関等と連携・協働して食育を推進しているが、学校や保育所、幼稚園等における子どもの食育について、多彩な取り組みを展開し、食育活動支援の更なる充実を図ること。

36 学校教育環境等の充実について

全国的な少子化の急進や町村部の過疎化の進行に伴い、児童生徒数は激減しているが、教育現場に支障が生じないよう教育環境の整備を進める必要がある。

特に、震災により甚大な被害を受けた沿岸部町に対しては、公立学校の施設整備に対する支援や、震災後の児童生徒数激減と家庭学習環境の悪化による学力低下に対する支援が必要である。また、学力向上のため、多くの町村で図書館や特別支援に対する指導員等の配置・活用などの推進が求められている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 学校統廃合について

- (1) 学校統廃合による校舎新築及び既存校舎改修の際の国庫負担金事業の必要面積の拡大及び国庫負担金単価の引き上げについて、国に働きかけること。
- (2) 学校の理科設備・算数数学設備備品以外の備品購入費への財政支援を行うとともに、スクールカウンセラーの人員配置について、十分な人材確保を継続して行うこと。
- (3) スクールバス運行費等について、町村の財政負担が軽減されるよう、負担限度額の引き上げを国に働きかけること。

2 学校図書館の充実について

- (1) 学校図書館指導員の配置について、更なる財政措置を国に働きかけること。
- (2) 学校司書及び市町村の学校図書館担当職員の専門知識や技能の向上を図るため、研修会を継続して開催すること。
- (3) 児童生徒のためにも司書資格のある教員を安定的に配置する必要があるが、現状司書教諭が不足していることから、司書教諭の資格取得について促進するとともに、司書教諭を各学校に配置するための施策を講じること。

3 特別支援教育の充実について

- (1) 特別支援教育を必要とする児童生徒の多様化により、個人の特性に応じたき

め細やかな教育環境を維持し、対応していく必要があることから、適切な特別支援の教員を継続して配置するとともに、特別支援学級の学級編制の基準を見直すよう国に働きかけること。

- (2) 特別支援教育支援員配置について、財政措置の拡大を国に働きかけること。
- (3) 特別支援学級担当教員の資質向上を図るため、継続的な研修の実施と内容の充実に努めること。
- (4) 特別支援学校のセンター的機能を更に強化し、地域の学校への特別支援教育コーディネーター等の専門的人材を継続して派遣すること。

4 教育環境整備の充実について

- (1) 学校施設環境改善交付金は、学校施設の老朽化が進む中、補助対象となる事業費の下限額が高く設定されていることから、活用が困難になっている。
については、町村の財政負担軽減のため、条件緩和を図るよう国に働きかけること。

また、大規模改造（特別防犯対策施設整備工事）事業においては、補助時限が令和5年度から令和7年度までの3か年と短い期間となっている。予算の平準化を図るため、時限延長を国に働きかけること。

- (2) 端末機器更新にあたり、1台当たりの基準単価が示されたが、実際の単価とだいぶ開きがあり基準単価では購入できないため、端末機器更新等の基準単価の引き上げや通信費への補助を行うよう国に働きかけること。

また、教職員の働き方改革に寄与する校務DXを推進するための設備・システム構築費用についても、財政支援の拡大を行うよう国に働きかけること。

- (3) 特別教室への空調設備の設置費・維持費等について、既存補助制度における補助単価及び補助率を拡充するとともに、冷房設備の光熱費にかかる地方交付税についても拡充するよう国に働きかけること。
- (4) 学校給食施設に係る厨房設備等の更新について、財政措置を講じるよう国に働きかけること。

5 教職員の確保について

- (1) 令和3年度より段階的に公立小学校の学級編制を35人に引き下げているところ

ろであるが、教員の確保が課題となっている。

については、学級編制を35人に引き下げた際にも迅速な対応ができるよう、必要な教員数を確実に確保するとともに、十分な予算措置を講じること。

また、学校運営や学力向上を推進するうえで欠かすことのできない教員については、年度途中の欠員が生じることのないよう、教員の減少に対応できる体制を整えること。

(2) G I G Aスクール構想を実現する上で、I C Tを専門とする教職員の確保が喫緊の課題となっていることから、県においては十分に人材を確保するとともに、各学校へのI C T担当教諭の配置が可能となるよう、教員加配のメニューに加えるよう国に働きかけること。

また、各学校へのI C T支援員の配置を早急に進めるとともに、教員以外のI C T支援員（情報教育指導員等）を町村が配置する場合の財政措置を講じるよう国に働きかけること。

6 心のケアハウス事業の継続・拡充について

心の問題により学校生活が困難となっている児童生徒の学習支援や学校復帰を担う本事業は、県全体で不登校児童生徒が増加している中、子どもや家庭、学校を継続して支援するために非常に重要な役割を担っており、制度の拡充が求められるものの、事業に係る補助対象経費並びに補助率は年々縮小されている。ケアハウス事業運営全般に係る費用について、継続した財政支援を講じるよう国に働きかけること。

7 教育支援体制整備事業費補助金（スクールサポートスタッフ配置事業）の継続について

教員の業務が増加傾向にある中で、スクールサポートスタッフの配置が更に重視されている。

については、スクールサポートスタッフの配置に係る経費について、充実した財政支援を講じるよう、国に強く働きかけること。

8 中学校部活動の地域移行による指導員への財政支援の拡充及び新たな制度の創設について

中学校における部活動指導が教職員の大きな負担となっており、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が推進されているところであるが、今後部活動が地域へ移行となった際に、技術力や生徒指導力を有する外部人材の確保と、指導者及び組織に対する財政支援が自治体にとって大きな課題となることが想定される。

については、次の事項について必要な措置を講じること。

- (1) 地域移行による指導力の地域格差を生じさせないため、地域の部活動指導の組織体制の構築や運営などに対する財政支援を講じるとともに、指導者の資質向上に資する学習機会創出のための財政支援を講じるよう国に働きかけること。

また、部活動の外部指導者の確保に対する課題については、地域おこし協力隊制度を参考にアスリートがセカンドキャリアとして地域に定住し、部活動を含む地域スポーツの推進に資することができるよう新たな制度の創設や、民間委託を対象とする補助制度を創設するよう国に働きかけること。

- (2) 部活動の地域移行について、現在の学校部活動がそのまま地域に移行されるという誤認識が生じていることから、休日の学校部活動を廃止することを県の「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」に明示し、主導的に改革を進めること。

また、ガイドラインにおける経済的に困窮する家庭の支援について、県において一定の基準を示すこと。

加えて、中学校体育連盟主催の大会やコンクールの在り方が課題となっているため、地域スポーツ大会等への移行等、関係機関へ働きかけ、早急な体制整備を図ること。

9 地方スポーツ振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）の継続について

学校教育活動の一層の充実及び教員の働き方改革の一つとして、教員の部活動による負担を軽減するため、部活動指導員の配置は重要である。

については、中学校における部活動指導員の配置に係る経費について、継続して町村への財政支援を講じること。

10 小中学校の給食費無償化について

小中学校における学校給食費の無償化は、各自治体の判断により少子化及び子育て施策や、経済対策の一環として実施されているものが多く、自治体の財政事情により本来平等であるべき行政サービスに格差が生じている。

子どもの成長を社会全体で支え、子どもたちの安心で充実した食の環境を整えるため、全ての自治体において学校給食費の完全無償化に取り組むための必要な財源を確保するよう、国に働きかけること。

37 文化財保護法「特別名勝松島」に係る区域指定の見直し等について

特別名勝松島の現在の指定区域については、指定された当時と現状が大きく乖離しており、直接景観に支障のない地域も規制の対象となっている。

令和5年に策定された「特別名勝松島保存活用計画」において、一部現状に合わせて地域区分の見直しが行われたものの、「第三種保護地区」の取り扱い等、検討課題は残っている。

については、特別名勝松島の管理団体である宮城県として、景観に影響の少ないエリアの指定区域変更（2種→3種）及び指定解除など、地域の実情に即した指定区域の見直しを、引き続き国に働きかけること。